

平成21年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成21年12月2日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時59分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成20年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成20年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成20年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成20年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成20年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成20年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成20年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成20年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成20年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第14号 平成20年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（18名）

委員 池田 亨 君

委員 国忠 崇史 君

委員 丹 正 臣 君

委員 小池 浩美 君

委員 遠山 昭二 君

委員長 谷口 隆徳 君

委員 斉藤 昇 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 神田 壽昭 君

委員 出合 孝司 君

委員 井上 久嗣 君

副委員長 粥川 章 君

委員 中村 稔 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 田宮 正秋 君

委員 山居 忠彰 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 岡田 久俊 君

欠席委員（2名）

委 員 柿 崎 由美子 君

委 員 山 田 道 行 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 藤 田 功 君
議 会 事 務 局 主 査 東 川 晃 宏 君
議 会 事 務 局 主 事 岡 村 慎 哉 君

議 会 事 務 局 長 小 々 島 清 一 君
議 会 事 務 局 主 任 主 事 御 代 田 知 香 君

(午前10時00分開議)

副委員長(粥川 章君) ただいまの出席委員は17名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(粥川 章君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

なお、委員の欠席及び遅参についてであります。柿崎由美子委員、山田道行委員から欠席、谷口隆徳委員長から遅参の届け出があります。また、柿崎由美子委員から、都合により総括質問通告を取り下げしたい旨の申し出がありましたので御報告いたします。

副委員長(粥川 章君) それでは、昨日に引き続き総括質問を行います。齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) 昨日に引き続き、総括質問を行いたいと思います。

きょうの通告に入る前に、昨日のパソコンの問題での質問がありましたけれども、けさの新聞報道を見ますと、昨日はほとんど私も触れなかったし、市のほうでも触れなかった違法コピーの問題が新たに報道されておりました。それは、エクセルだとかあるいはワードだとか、そういう一般的なソフトとは違って、地方自治体で使う高度な技術関係のソフトでありますとか、そういう特別なソフトを、これらは新たに道のほうでは請求されるという事態が問題になっている、こういう報道もされていたわけでございますけれども、その件に関して、昨日には答弁はなかったけれども、士別市ではこれらの実態についてはないのかどうか、きょうの新聞報道を見て市当局としてはどういうふうにお考えになっているのか、この報道の内容も含めてお聞かせをいただきたいと思うんです。

副委員長(粥川 章君) 清水総務課主幹。

総務課主幹(清水 修君) お答えいたします。

けさの道新の違法コピーのソフトでありますけれども、建設部のほうで2ライセンス使用している状況であります。このソフトでありますけれども、図面の作成ソフトということで、委員のお話のとおり、高価なもので20～60万円という金額であります。

以上です。

副委員長(粥川 章君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) お答え申し上げます。

きょうの北海道新聞のほうで、道のそのソフトの関係のことが新たに報道されているわけですが、本市としては6月30日の日に、このソフトについての管理徹底ということで庁内に通知をいたしておりまして、更に道のほうで報道された11月14日に報道された件で、改めて11月18日付をもってソフトの管理の徹底ということでの周知を今いたしているところであります。内容的には、職員間でソフトウェアの借り貸し、こういうことをしないようにすること。それから有償のソフトウェアが入っている場合には、その所有ライセンスの数をしっかり確認すること。あるいは無償のソフトウェアを使う場合にも、業務上必要とするもの、あるいは信

頼できるソフトウェアを入れることということで周知徹底を図っているところでありますけれども、きょう新たにまたこういう報道があったということで、また再度庁議等を通じて全庁に周知徹底を図りたいというふうに思っているところであります。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それでは、特定健診いわゆるメタボリックシンドローム検診の結果とその対策についてお尋ねをいたしたいと思います。20年度の第1回定例会予算特別委員会で、20年度から始まるこれらの問題について質問をしたところでもございます。そのときの答弁では、特定健診は40～74歳の被保険者を対象にして実施されると。土別市全体でその対象人数は1万1,500人対象になる。社会保険など被用者保険の人数については、現時点ではよくわかっていないと。しかし、国保分については20年度においては5,700人の方が対象だというふうにおっしゃっておりますから、社会保険など被用者保険ではよくわからないというけれども、国保以外を考えてみますと、共済でありますとか社会保険でありますとか、その他の保険に入っている方々、これが国保の5,700人以外の方が該当する。だから約半数の市民が国保以外のメタボリック検診の対象者だと言うことができると思うんです。

そこで20年度のこれらの状況を踏まえて、特定健診の目標数値なんかも挙げられると思うんですけども、20年度の実績についてどうとらまえていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 佐々木市民課主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

土別市全体の40～74歳の特定健診対象人数は1万1,338人となっております。約半数の市民の方が対象となるわけですが、このうち土別市国保の特定健診最終対象人数といたしましては4,847人、このうち健診を受けられた方は1,614人で、受診率といたしましては33.3%、年度当初の健診受診率の数値目標と比較いたしますと、目標数値が32.36%となっておりますので、実績といたしましては0.94ポイント上回る結果となっております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その20年度で今おっしゃった1,600人余りの人たち、この健診を受けられた人たちの健診結果というのは、大体道なんかにも報告するんだと思うんだけど、この報告数値といえますか、数値はどんななっているのか、どういうふうに分かれるわけですか。異常なしとか要指導とかいろいろあると思うんだけど、それぞれの区分けにしたがってどういう結果を得られたのかお伺いをしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

市民課主幹（佐々木幸美君） お答えいたします。

特定保健指導の実施状況になるんですけども、特定健診の結果からメタボリックシンドロ

ームの判定を行いまして、血糖値、血圧値、脂質値に異常が見られた場合に、喫煙歴また年齢などのリスクを総合いたしまして生活習慣改善の必要度に応じた保健指導を実施いたしました。20年度特定健診を受診されました1,614人のうち209の方が指導義務のある特定保健指導の支援対象者となりまして、このうち年度内に保健指導を終えた方は126名、保健指導の実施率といたしましては60.29%と、こちらも初年度目標の41%を19.29ポイント上回る結果となっております。また、これに加えまして、特定保健指導の支援対象者とはならない345名の方に対しまして情報提供を行うなど、保健指導を実施いたしました。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、その保健指導によってこれらのリスクを持っている方たち、この方たちの中で保健指導のほかに医療機関に新たな病気の発症といたしますか、医療機関が必要とされる、そういう診断を下された方というのはどのぐらいいたんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 都保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） お答えいたします。

リスクのない方々でそのうちの特定健診指導の判定とならなくて、貧血、高血圧、高血糖の数値に異常が見られる方、この方々が345名おられました。そのうち医療機関への人数につきましても把握はしておりませんが、これらの方々に対しましては受診勧奨また栄養、運動の生活習慣改善のための指導を行っております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 1つ、この委員会の予算委員会するときにも申し上げたんだけど、国保以外の方々、この方々に対する健診はどういうふうにされるんだというふうに言ったんだけど、その時点では、国保以外の方についてはそれぞれの保険者が責任を負うことであってよくつかめないと、こういうことでありましたけれども、それらについてはどういうふうに対処なさったんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 都センター所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） この特定健診につきましては、先ほど佐々木主幹のほうからお話がありましたとおり、40～74歳までの方を対象といたしております。これらの対象者につきましては、各医療保険者に義務づけられているものでありまして、社会保険などに加入している被保険者本人につきましては、労働安全衛生法に基づき特定健診検査項目が含まれております、本人につきましては事業主健診を受診することになります。また、家族などの被扶養者につきましては、医療保険者から送付されました特定健診受診券によりまして指定された医療機関で受診することとなっております。

本市では、この受診機関といたしましては、市立病院の成人病検診センターが健診を実施しております。更に、特定保健指導の対象者につきましては、各医療保険者から保健指導を受け

るための利用券が交付されておりまして、各医療保険者が契約をしております保健指導機関で保健指導を受けることになっております。

市ではこうした特定健診受診率の向上を図るために、地域、自治会等と、あと事業所で実施しております健康相談や健康教育の機会に、保健師が出向しまして受診勧奨を行っており、更に広報紙等で受診の周知を行っているところであります。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 結局はそういうことであって、ほとんどつかめないということですね。例えば、市の職員係といいますが、総務課のほうでは共済組合に市の職員が加入しているんだけど、市の職員がこの特定健診を受けた状況というのは、把握はしているものなんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 村上総務課長。

総務課長（村上正俊君） お答えいたします。

共済組合の関係者につきましては87名が受診しております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私は、今度のこの質問を通じて、特にこれら答弁を担当する保健福祉部の方ともいろいろな議論をしましたがけれども、結局は自分たちの持ち場以外はわからないんだと、それぞれの保険者が責任を負うんだからと。しかし、私は、市の保健業務、例えば保健、医療、福祉の対策協議会だとか、そのための条例だとか、こういうものがあって、市というのは単なる国保だけに責任を負うのではなくて、市民の健康管理においても、あらゆる市民が健康で、それは憲法第25条に保障された文化的な最低限度の生活をしていく上でも健康というのは非常に大事だから、これは全市民を対象にそういうものを健康診断だってやっているわけですね。何も国保の人だけ健診の相談に来てくださいなんていうホームページを出しているわけではない。けれども、今度の議論を通じて、それ以外はわからないんだと、けれども、今、総務の課長が答弁されたように、そうすると共済組合の市町村共済に入っている市の職員は何人受けたんだというのを聞いていただければ、87人が受診してましたと、あるいは市立病院なんかでは受けるわけですよ、国保以外の人たちも。そうすると、そういう市立病院にもそういう状況はどうなっているのかと、あるいはそれぞれの社会保険者に対してこういうことで何々社会保険は社会保険事務所でもいい、土別の市民としてどのくらいお受けになったのだろうということを聞いて、そして全市的なことをつかむ努力をする、そういう努力が見受けられないというのは甚だ私は遺憾だと思って仕方なかったわけです。

そこで、例えば市立病院、これも聞いていただけないわけだ。ここで国保以外の方たち、どれくらい健診されたんだというのを聞いたら、国保では773人、市立病院ですよ。それから国保以外では152人と、こういうふうになっておりますけれども、実際に今答弁なされた国保で

も若干数字の違いがございますね。市立病院で受けられたというのは、この773人というんだけれども、国保ではこういうふういきちと押さえていらっしゃるのか。

それから、1人の健康診断の受診料ですね、これだって1人を診察することによって市立病院の収入になるわけですよ。幾らの収入になったかといいますと、市立病院でも国保だけでも490万円ぐらいの収入になっていますと、国保以外でも116万円ほどの収入になっている。600万円ほどの市立病院の収入になっているとお聞きをいたしました。こういうことなんかも、担当の皆さん方の中ではつかんでいただいて、20年度の総括の中で土別市の保健行政があるいはメタボの検診がこういうふうに進んだんだと、そういう丁寧な答弁をなぜしていただけないのか、この点はどうぞお考えになっているのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 都保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） 先ほども申し上げましたとおり、本市におきましては、保険者であります国保の受診の向上を図っているところでございまして、そのほかの各医療保険者につきましては、それぞれ実施主体となって健診、保健指導を行うことによりまして、健康対象者を確実に把握することができるというような状況もありますし、また、家族などについても健康機会の確保がされて受診率の向上が保たれるということでございます。

（「そんなことを聞いているんでないです」の声あり）

副委員長（粥川 章君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今の例えば、各保険者ごとの総体の健診者の把握の関係なんですけれども、例えば市立病院等で総体の健診者数とか、あるいは各医療保険者に土別の部分の数が何名かということは確認をしていないんですけれども、そういったことは掌握できるのかどうか分かりません。ただ、全体的な健診者数というものは押さえられることもあるかとも思います。

しかしながら、その後の必ずその場合、今度、要するに異常があったというようなことで保健指導があるわけでありまして、その際には、ただいま申し上げましたけれども、医療保険者が法律に基づきまして責任持ってやるというようなことでありまして、それを最終的にはそこに持っていくのが目的だというふうに思うわけでありまして、それについては課題がいろいろとあるということは、例えばやりとりといいますか、そういったものを入手するデータを、そんな場合は電算システムの導入でありますとか、あるいは費用的なものの相当かさむんでないか、あるいはその場合の保健指導の体制の充実強化が必要なわけでありまして、そういったことを今総合的に考えた場合には、保健指導の部分においては、現段階において制度的なものも含めて難しいものがあるのかなというふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 部長わざわざ手を挙げてお答えになったけれども、あなたもとんちんかんですよ。私がお伺いしているのは、こういう質問を通じて結局は国保以外はわからないんだと、

それぞれの保険者が責任を負うんだからと、そうすれば、例えば市役所の市民の健康を守る、健康に対する問題というのは国保だけでいいのかという問題なんだということなんです。だから、私は市役所の職員のほうの共済を聞いたら、市の職員としてはこのくらいやっていると、これだって本当に少ないですよ。だから、市の職員だってメタボ検診を受けるためにどういう努力をするんだということだってあるでしょう。それから市立病院で聞いても、国保以外ではこのくらい来ていると、僕はそういう大まかな数字をつかんで、メタボの検診はそれぞれの保険者なんだけれども、市全体のトータルとしてこういう状態だと、そして、それをやっぱり国にも反映させるなりしていくという努力は、末端の地方自治体で考える必要があるんでないかということを行っているわけです。

だから、いや、保険者に責任あるんだから、いいんだ、いいんだ、わからないんだと、先ほども言ったけれども、土別の保健福祉対策協議会、こういう条例がございますね。それから推進本部ということをつくっていますよ、推進本部。この推進本部は各部長が全部網羅しているでしょう、入って。この責任者は、副市長あなたですよ、相山さん。そうすると、この推進本部の仕事というのは一体何なんだと。推進協議会でどんな議論を例えばなされるんだということなんかも、やはり全市民の立場に立って私は考えていく姿勢でなくてはならんということなんです。それが地方自治体の任務だし、そうやって国の足りないところは国にも要望していく、そういうことが生まれるんであって、国保だけを守っていればいいんだと、半数ですよ、市民の健康でいえば。そうではなくて、やっぱり全市民を対象にやっていく、それは国保は国保係としてあるんだからいいでしょう。この推進本部なら推進本部でそういうことも含めてきちっとやっていくべきでないか、こう思うんだけれども、21年ももう終わりですよ。今後の方向も聞こうと思ったけれども、基本はやっぱり私はそのところを今度の質問通告を出して聞きたかったことなんです。

だから、もっと細かいことも聞こうと思ったけれども、その大まかなところは、これからの市政のあり方としても、新しい市長にもなったわけだし、そういうことに心して臨んでいただきたい。特に推進本部の本部長である新しくなった相山副市長に、この際、答弁を総体的にお答えをいただきたいと思うんです。

副委員長（粥川 章君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、斉藤委員からいろいろ御指摘ございましたけれども、今回の特定健診の御質問をいただくということで通告を受けたときに、私ども担当と一緒に市民の健康を守っていくためにどういった、国保はつかんでおりますけれども、それぞれの保険者のところにかかわる市民の方々、全体、先ほど御答弁申し上げましたけれども、6,500余りの人がそういった方々がいらっしゃるわけですから、このメタボ特定検診が始まったというのは、一つは、未然につかんで健康を指導することによって医療費を抑えるということで、平成24年までに健診率を65%まで上げるというようなことがいろいろあって、保険者の方々が努力されておりますけれども、今、斉藤委員言われたのは、そういった面よりも、まさしく市民の健康をちゃん

と守っていくという立場から、市としてどういったとらまえ方をするんだという御指摘であろうと思いますんで、各保険者が集まった情報を交換する組合のようなものもあるやに聞いておりますんで、そういったところとの連絡をする、あるいは個々の保険者との連絡をするというふうなことで、今御指摘のとおり、現時点では具体的な数字をとらまえておりませんが、今後そういったことをとらまえる中で、市内の市民の健康の実態はどのようになっているのか、健診の状況がどのようになっているかということを的確にとらまえて、市としての対応ができるようなことで検討していきたいというふうに思っております。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 全国的には、進んだところなんかは前にも取り上げたことがあるけれども、一人一人の市民の健康台帳なんかをつくって、そう言うとき、いや、個人情報となるわけですよ。何もそれをつかんで個人情報をばらまけと言っているわけじゃないです。そういうふうにして健康管理台帳をして、だって、あれでしょう、国保に例えば入ってくるんですよ、今度、職場を定年になったりやめてくると、国民皆保険の時代ですから。そうすると、やっぱりそういう個人のデータなんかは、国保のところだってつかまえられるはずなんです。だから、本当に市民の健康を守っていくという上でそういうデータをつくと、すぐ多額の費用がかかると、こうでしょう。そういうことも全部本当は発言したかったけれども、余りそういうことばかり聞いちゃうと、なんかみじめになってくるわけです。もっと前向きに、今、副市長が答弁なったから、ぜひそういう前向きに市民の健康を守って、健康都市宣言にふさわしい土別市をともにつくり上げていくという立場で、特にさっき言った対策協議会の条例や推進本部なんかもありますし、これには全部長も網羅された協議会になって、本部長は副市長というふうになってございますし、そういうところからぜひ行政の中に生かしていただきたい、そのことを強く申し上げておきたいと思えます。

次に、人づくり・まちづくりの推進計画がございますけれども、そのことについて若干質問したいと思えます。

生涯学習相談についての質問だけれども、この生涯学習相談室というのはどこにあるかということ、教育委員会が担当して生涯学習の相談を受けているんだけれども、この大もとになるのは市がつくり上げた人づくり・まちづくりの推進計画、これがもとだというふうに思うんですがございますけれども、この人づくり・まちづくり推進計画、これは推進協議会なんかもつくられて市民も何人が委員になってやられておりますけれども、この推進協議会の本部の本部長は、これは市長なんですか。本部長、市の推進体制、それから推進協議会、これが20年度はどんなことを議題にしてどの程度開催されたのか、そして21年はどうだったのか、この点明らかにしていただきたいと思うんです。

副委員長（粥川 章君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

土別市人づくり・まちづくり推進本部の関係でございますが、推進本部につきましては、本

部長は市長、副本部長につきましては両副市長及び教育長、本部員には各部長から構成されているところでございます。

2点目の人づくり・まちづくり推進協議会での協議経過でございます。20年度におきましては1回開催しております。特に人づくり・まちづくり推進計画の中で20年度分で申し上げますと、304の事業を集約しているところでございます。これらの事業の実績につきまして、この推進協議会、人・まち協議会のほうに実績の状況を報告する中、それぞれの委員の方から意見交換ということで、今後の対策を検討するなり市民の参加の動機づけをどのような形で持っていくのかということで御議論をいただいたところでございます。特に民間や団体が主体となって実施する事業のPR方法、市の部分についてはいろいろなホームページだとか活用ができるわけですが、民間の部分のPR方法を検討すべきじゃないかという部分の御意見もいただいたところでございます。また、高齢者の参加数が若干減っているんじゃないかといった部分も御意見としていただいたところでございます。

そこで、21年度の開催でございます。これにつきましては7月開催したところでありまして、ここの21年度におきましても同じように実施計画の実績及び計画を御提示する中、それぞれ御意見をいただきました。委員から寄せられた課題といたしましては、学習機会の充実、学習期間、施設、民間とのネットワークの構築、2つ目といたしましては、学習情報の提供体制についてもう少し高めるべきじゃないかといった意見が出されたところであります。

以上であります。

副委員長（粥川 章君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） この協議会は、本部長が市長で副市長を初めとして教育長も全部入っているわけですね。これはやっぱり市の組織の中でもこういう協議会の中でも、さっきの健康づくりの問題も含めて、こういうたくさんの協議会があってそれぞれ努力をされていると思うんだけど、そうすると、この推進協議会は1回しか開かれないというんだけど、事務局といますか、事務局会議というのはどのぐらい開かれて、各部長なんかが入っていたり、市長が本部長だというけれども、実際にそれらが全職場のものに共通なものとして、事務局体制ではそういう問題が職場全体の問題になるように話し合いがどうなされているのか、この点はいかがでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

推進本部の事務局につきましては、企画課と教育委員会の生涯学習課、2つの課で担当しているところでございます。特に先ほど申し上げました実施計画の集約につきましては、いわゆる全庁で取り組んでいる人づくり・まちづくりに関する事業を、行政が主体となって実施する事業、更には民間であっても行政が共催という形で行うような事業、これらについても開催の状況を全庁的に集約して、先ほど申し上げました件数でいえば304件、総参加者数で延べで申し上げますと約11万2,000人という数字を把握しているところでございます。そういった意味

では、この計画の実績なり計画計上という部分で、各課からそういった事業を集約する中で、これらを網羅しております。それと政策会議におきましても、こういった部分につきましては、状況報告という形ではお知らせしているところでございます。

それで、推進本部の開催という関係につきましては、20年3月に新しい計画が策定された段階で、その1月に最終確認を得るために推進本部会議を開催しております。それ以降につきましては、本部会議は開催しておりませんが、先ほど申し上げました人づくり・まちづくり推進協議会のほうにそれぞれ実施状況等をお示しする中で、委員の皆様から御意見を伺っているところでございます。

以上であります。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これらの推進協議会なんかの条例に基づいてこれもやっているんだけど、これらについても会議録なんかは全部公開になって見せていただけるようにはなっていないでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） その顛末につきましては、会議の顛末状況をまとめまして、資料要求等があればお示しできる状況にはなっております。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは企画の関係だから、全体的なこういう問題の、例えば先ほども質問したけれども、保健福祉の対策協議会なんかの条例もあったり、これも推進本部、それから今のやつもそうだけれども、こういう今度は新しい市長になってからこういったものもホームページに公開もしていく、情報公開を非常に牧野市長のもとでは、田辺子市長のときよりも一層情報公開にも力を入れていかれるというふうに私もそう感じているんだけど、こういうさまざまな企画だから市全体のこと、さまざまな審議会でありますとか、こういう協議会でありますとか、そういうものに対する会議録、これをホームページに一定基準を決めて公開する、教育委員会の会議なんかもそうでしょうし、それを情報公開の点ではどの程度公開、ホームページ上でも公開されていくのか、この点、今後の方向も含めて伺っておきたいと思うんです。

副委員長（粥川 章君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今の情報公開の関係でありますけれども、牧野市長のマニフェストの中で特に今回は市長の公務日誌ですとか、そういったものの公開ということで、就任後直ちにホームページの中で市長の日程等々を公開していますし、幹部会議ということで庁議あるいは連絡会議、これらについても公開を今始めたところです。

今後においては、市長の交際費含めて各種会議の公開ということに視点を持って、ホームページの中でやっていきたいというふうに考えていまして、今その具体的な取り組みのやり方については、これから更に検討を深めていきたいというふうに考えています。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これもぜひ、それほど予算が多くかかるものでもございませんし、ぜひそういうものがホームページでありますとか、あるいは会議録なんかも丁寧におつくりにもなっておいて、市民の皆さん方の要求あるところにはそういうものを公開して、市民が本当に市政に関心を持ち参加もできるような、そういう市政のためにより一層努力をしていただきたいと申し上げておきたいと思います。

具体的には、生活相談室の関係でございますけれども、この相談室というのは結構早くから取り組んでいて、私も取り上げたことがあるんだけれども、実際の相談員の配置でありますとか、相談室の業務、それから相談員は大体どのぐらい配置されていて、20年度あるいは21年度どんな相談件数が主で、それに対して十分にこたえられているのか、ここら辺をまず伺いたいのと、それからこういう相談室なら相談室が設置されているというんだけれども、どういうことをやるかというのが市の生涯学習課の中ではわかっているかもしれないけれども、要綱を見せてくれと、例えば、そうしますと、いや、要綱はありませんと、こんなことをやっていますと。実際にやっぱり市の行政の中で生涯学習の中でそれぞれの職員も配置されたり、事務局も会議をしてやられたりしているわけだから、職員がかわっても、こういう要綱に基づいてこうやってやっているんだというようなことなんか、きちんとしておくべきではないか、こう思うんだけれども、これまでの活動の経過や市民に対しての相談件数でありますとか、今申し上げましたような要綱の設置に至るまで、まとめてだけれども、この際、答弁をいただきたいと思うんです。

副委員長（粥川 章君） 青山生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（青山博久君） お答えいたします。

まず、生涯学習相談室を設置いたしましてインストラクターを各機関に配置いたしましたのは、平成15年4月ということでございます。人づくり・まちづくり推進計画、これ13年3月に作成されましたその推進計画に基づきまして、相談学習機能の整備ということで実施をしたというところでございます。

更に、相談員の配置なんでございますが、21年度の配置状況を御説明申し上げますと、3課9施設の職員22名、それと事務局、生涯学習課の事務局3名を加えて25名体制で21年度は配置をいたしております。中央公民館、上土別初め、博物館、図書館、つくも、文化センター等々に配置をいたしているということでございます。インストラクターの目指すものということ、目的でございますが、市民の生涯学習活動を支援するためということになるかと思えます。市民の学習相談に的確な対応をするということが任務となるところでございまして、専門的な知識を持つ必要がありますので、インストラクターとなる社会教育、学校教育関係職員ということで、これらを対象に年1回の研修会を開催いたしているところでございます。

相談件数であります、ちなみに平成15年開始当初が15年度が41件、16年度が30件、17年度34件、18年度が72件、19年度74件、20年度が62件でございます。

更に、相談員が市民の要望にこたえられているのかという御質問だろうと思えますけれども、市民の学習相談に的確な対応をするということがインストラクターに与えられた使命でありますので、十分対応がされているというふうに私どもは理解をいたしております。配置人数につきましても、1相談室に2名の配置ということで、1名が不在であっても、ある程度もう一名が対応できるという体制にいたしておりますし、相談に来られた方が何の成果もなく帰られると、要するにわからないまま帰られるということがないように、相談内容に対する適切なアドバイスができなかったりわからなかった場合には、事務局であります生涯学習課に連絡をもらい、後ほど御連絡を差し上げて対応するという形をとらせていただいております。

私からは以上でございます。

(発言する者あり)

副委員長(粥川 章君) 青山主幹。

生涯学習課主幹(青山博久君) 具体的な相談内容ということでございますが、例えば転入者がいた場合に、ほかの町では文化活動をいろいろしていたけれども、土別ではどんな文化活動ができるのか、やっているところがあるのかといった御相談もございますし、どんな団体、サークルがあるのかといった御相談、それから展示会について適当な場所ですとか開催方法ですとか、そういったことを御相談される場合もございます。また、いろいろな打ち合わせ等をする場合に、適当な場所がどういったところがあるのかとか、発表会、展示、出版、そういったものに対する適当な補助制度があるのだろうかといった相談もございます。また、博物館などではいろいろなキノコの名称ですとか、細かい部分がたくさんございますので、そういったことも多くございます。

また、私自身が受けた部分では、市民で集まってイベントを開きたい、イベントを何とかやりたいといったときに、どういうふうにできるだろうかといったことで、実際に取り組んだということもございました。内容としては、おおむねこのような形かなというふうに理解しております。

副委員長(粥川 章君) 那須生涯学習課長。

生涯学習課長(那須政士君) 私のほうから生涯学習インストラクターの配置については、要綱等で定められているのかということに対する質問にお答え申し上げます。

実を申し上げますと、平成15年からこの制度がスタートいたしておりますが、相談室を設置しておりますが、起案によりまして取り進めているところでございます。委員からのお話ありましたとおり、インストラクター自身の意識の高揚を高める、あるいはこの制度の定着化を存続、継続させるためにも、要綱に定めて取り進めることが適当と考えておりますので、早急な対応をしたいと考えております。

それと、もう一点、研修につきまして、先ほど青山主幹のほうから年1回の研修ということでご報告いたしましたが、実態は今年度につきましてもまだ1回しか開いておりませんが、最終の相談記録簿というものを集めて集計をいたしておりますので、年度末にも再度集まっていた

だいて、インストラクターの研さんに努めるというふうに努めていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） もう相談内容といったらあれだわね、一生懸命やっている、一生懸命、あれだ、それほど本当に困ったなど、こういう相談というのはそれほどないようかなと思うんだけど、そういう難しい相談なんかも寄せられることなんかはあるんですか。ぜひ市役所で人を使ってくれないかという仕事なんていう相談なんかはあるのか。

それから、いろいろなことでの相談あるというんだけど、例えばちゃんとネームが何かしていらっしゃるんですか。ここは相談室なんですよとか、相談する場所なんかは、随分任命はされているんだけど、そういうのは何か看板、名札なんかをつけていて、市民がこれならわかるなど。市民が本当に気軽に来れるような、そういう体制なんかは十分こたえられていると、今、主幹は答弁されたけれども、そういうことを考えると、何かやっぱりよく見えないなということなんかもあるもんだから、あえて今質問しているところなんだけど、そこら辺はもっと工夫する必要があって、見えるようにする必要があるのではないかというふうに思うんです。これを全庁に広げるかどうかは、全庁的な課題だとは思いますが、こういうものを通じて、それがやっぱり市政の上でも生涯学習の上でも本当に生きたものになっていくためにも、事務局の会議もよくお開きになって前進させていくと。そうでないと、案外この手の相談だということであればマンネリ化して、何か私は、インストラクターだったものだから、どこかのトラクターだったものだからわからないみたいなものになっていく、マンネリ化していくのではないかと、こう思ったりもするんだけど、今後の方向や、そういう充実の仕方も含めて今後の方向について、この際承っておきたいと思うんです。

副委員長（粥川 章君） 那須課長。

生涯学習課長（那須政士君） 最初に、相談の中身で難しいものというお話でございましたが、やはり一番難しいのはお金が絡んでまいります補助制度、こういうことをやりたいんだけど補助を使えないかという御相談がありますが、大体の場合はもう既に事業が進んでいたり、生涯学習課で対応しております文化振興補助金あるいは道の補助金等いろいろございますけれども、なかなかその補助事業に乗っかれないというものが私どもが相談を受けて一番苦労する中身であります。ほかの、会場ですとか運営の仕方あるいはどんなサークルがあるのかという部分につきましてはある程度解決はできますけれども、やはり補助金等につきましてはなかなか難しい内容になっております。

次に、表示の関係でございますが、インストラクターを配置していますセクションにつきましては、生涯学習相談室ということでA3判のカラー刷りのものを入り口に設置いたしまして、生涯学習相談室という形で頭に大きく入れまして、インストラクターを常駐しておりますという表示をいたしまして、更にこういうこと、こういうこと、補助金のこと、場所のこと、学習のこと、何でも御相談くださいということで表示をいたしております。ネームプレートにつき

ましては、残念ながら今のところつけておりませんので、今後、インストラクターというネームプレートを更に市職員のプレートに加えるかどうか、それにつきましては今後検討いたしまして対応していきたいと思っております。

最後に、今後の広がりといいますか、全庁的にこういった相談員配置を広げていくかどうかという考え方でございますが、この制度がスタートいたしました平成15～20年度の6年間におきまして、先ほど青山主幹のほうから報告したとおり、市民の方々が学習をするためにどのような情報をどれだけ求めているかという基礎データがそろいましたので、新年度から本庁にもインストラクターを配置いたしまして、あわせて生涯学習相談室を設置いたしまして、市民の皆様が教育委員会のみならず、本庁を訪れた際にも生涯学習の相談に対応できるような体制をつくってきたいというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 終わります。

副委員長（粥川 章君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 総括質問をいたします。

初めに、障害者地域活動支援センターについてお聞きしたいと思います。

平成17年に障害者自立支援法ができて、それに基づいて各市町村が実施しなければならない地域生活支援事業というものが5つほど決められまして、その中に地域活動支援センター事業というものが入っているわけです。この地域活動支援センターについては、この議会でも何度か取り上げていろいろな議員さんが論議されて、過去においてはきております。そんな中で、知っている人は、そのセンターが何なのかということを知っている人は、当事者とか関係者は知っているんですが、普通の市民はそれは何だと、どこにあるんだということで、知らない人のほうが多いんです。そこで、初めに、地域活動支援センターというのはどんなことをしているのかという、その中身的なことを簡潔にお聞かせいただけたらと思います。

副委員長（粥川 章君） 前田福祉課主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えいたします。

まず、初めのこの地域活動支援センターの内容についてでございますが、これにつきましては、障害者自立支援法に基づき市町村に1カ所以上設置することとされ、在宅の身体、知的、精神の3障害の方が通所により創作活動または文化的活動の提供とともに、社会との交流の促進について地域の実情に応じた事業を実施することによって、地域における障害者の皆さんの自立促進及び社会参加を図ることを目的とされております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） という中身なんですが、じゃ、もうちょっとそこにある土別の地域センターですね、そこでは日常的にどういう方がどれほど通所されて、どんなことをしているかを簡単にお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えいたします。

地域センターの活動状況についてであります。平成20年度の実績で申し上げますと、開所状況につきましては、開所日及び時間については、月曜、火曜、水曜、土曜、日曜の週5日間となっております。開所時間は午前10時～午後5時までとなっております。平成20年度の開所日数は237日でございます。

この通所されている方の実績であります。利用登録者数は49名でございます。このうち身体の方が2名、知的の方が1名、精神の方が46名となっており、利用者のほとんどの方が精神の方となっております。また、土別以外の通所者でございますが、和寒町が1名、剣淵町が2名となっております。平成20年度の年間利用者数でございますが、延べ1,492名で1日平均6名程度となっております。

中でやっていること、内容につきましては、自主的な憩いの場としてゲームなどによる通所者同士の交流を中心としており、カラオケやパークゴルフなどのレクリエーションも実施しております。また、創作的活動、生産的活動では、料理や高齢者施設に提供するウエス切り作業などを実施しております。また、地域活動につきましては、旭山動物園の見学や果物狩りなどを実施しております。

相談業務でございますが、これにつきましては精神保健福祉士が通所者本人や御家族の方からの電話や面接により、日常生活全般の各種相談および福祉サービスの情報提供を実施しております。平成21年度の4～9月までの相談状況を申し上げますと、電話相談は合計47件で月平均8件、面談による相談は合計225件で月平均38件となっております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、ここに通所している方々の中身で見ますと、3つの障害を持った人たちを対象にしている施設だということなんですが、身体障害者2人、知的障害者1人、あと精神障害者が46人だという、ほとんど精神障害者の方々が通所している印象を受けます。それで、このセンターがスタートするときにも私はいろいろとお聞きしたことがあるんですけども、できた経緯、18年10月にはあさひ小規模作業所が地域生活支援センターにすんなりと移行しております。その後、この土別の地域センターができるんですが、それを受け入れる受託する福祉会がそれぞれ3つほどあって、土別の2つと名寄の1つとが手を挙げて、結局は今までやってきたという理由で名寄の福祉会がずっと受け持ってきたという経緯があるんですが、そこら辺のところ、そういった流れを簡単にもう一度、知らない人もたくさんいらっしゃると思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えいたします。

地域活動支援センターの設置に至る経過でございますが、当初、市立病院の精神科の廃止に

に伴い、精神障害者の集いの場でございました市立病院内の喫茶室が閉鎖となったことから、精神障害者の団体の皆さんから精神障害者の方々が交流や相談ができる集いの場の設置要望がありまして、これを受けまして土別独自の事業として名寄の道北センター福祉会に委託し、地域生活支援センターを平成17年4月に設置したところであります。こうした経過から、土別における地域活動支援センターの設置につきましては、精神障害者の方々が利用していた地域生活支援センターを土別地域活動支援センターへ移行することについて障害者団体の皆さんと協議し、土別市、和寒町、剣淵町に在宅されている知的、身体、精神の3障害の方を対象に、日常生活の支援および日常的な相談活動を行うため、平成19年4月に開設し、1市2町で業務を委託しているところでございます。委託に当たりましては、受託希望のあった名寄の社会福祉法人道北センター福祉会並びに市内の愛成会及びつくも園から事業計画書を提出していただき、検討した結果、精神保健福祉士の派遣が可能な道北センター福祉会に委託したところであります。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この道北センター福祉会に委託する経緯について、私はいろいろとお聞きしたことがあるんですけども、そういうことで道北センター福祉会が取り組んで今日までできておりますけれども、それから始めて3年近くなるんですけども、今度この福祉会が今年度限りでこの事業からおりると、手を引くと言ってきているということなんですけど、まずその理由、経緯をお知らせください。

副委員長（粥川 章君） 岡保健福祉部次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

業務委託から、来年で終了するというその経緯でございますけれども、本年10月に委託先の社会福祉法人道北センター福祉会より、業務を受託してから2年半が経過し、地域活動支援センターの基礎ができたので法人としての一定の役割を果たしたことで、更に土別の社会福祉法人も精神保健福祉士がいるので業務受託が可能となっているという法人の考え方がありまして、このことから21年度末で委託業務を終了したいという申し出があったところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 聞き落としたんですが、そういうふうな申し入れがあったのは今年4月ですか。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えします。

今年の10月でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 十分やったということで基礎もできたと、土別でもできる体制が整ったよ

うだからいいんでないかということでの理由のようですけれども、これは単年度単年度の契約ですよね。その年度当初にはちゃんとこういう事業をしますよという計画書を市に出していますよね。それで、ここに2009年度の事業計画案がその福祉会から出てきているんですけども、その中に、事業計画だから当然春に出てきたものだと思うんですけども、課題というようなことで、21年度は土別在住の職員で安定した体制を確保し、徐々にでき始めているサークル活動などの充実も図りながら、より一層の積極的な活動が求められると、もう既に春の時点で土別の職員を確保してやってもいいようなことを書いてあるんですね。だから、福祉会さんは、もうこの時点でそろそろ思っていたと思うんですが、そういう話は契約のときはなかったですか。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

ここに書かれていること、土別市の在住の職員ということを経験福祉士が名寄から通っていたんですけども、土別に住むようになって21年度は土別市在住の職員と、そういう表現になっていることでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） なるほど、そうしたらこの方は名寄の人なんですね。名寄の人が土別に居を構えてやっていると解釈してよろしいですか。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） 前年度は名寄に住んでいましたけれども、土別にお部屋を借りて、今は土別の住民として活動をされています。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ということは、この時点では市は、この福祉会が身を引くということは全然把握してなくて、10月にこう言われてわかったということですね。

それで、かなり社会福祉士、社会福祉士にこだわっているんですね。名寄の福祉会が受託するときも専門の社会福祉士がいるというのがかなり強みだったというか、そのことで名寄さんということになって、今の話でも社会福祉士が土別で確保できそうだからということ、もう土別でいいんでないですかというような、そういうことになってきているようなんですけれども、この地域支援センターの事業にはどうしても社会福祉士は必要なんですか。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

今、委員さん、社会福祉士とおっしゃられましたけれども、精神福祉士のことだと思われまので、そのことでお答えさせていただきます。

どうしも通所者の方が精神障害の方が多くということで、病院に通院されていて病気を持っている方が多いものですから、それに精通した方が相談対応に当たらないと、通常の人ですと

ちょっと難しい部分もありまして、専門的な知識があることがより望ましいということで、精神保健福祉士の相談の方に常駐していただいているということでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 法律的には別に精神福祉士を置かなければならないということはないんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えします。

この活動支援センターにはいろいろなタイプがございまして、土別市がやっているタイプの中では精神保健福祉士を必ず置かなければならないという規定にはなっておりません。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ということで、もう当初から私は変だなと思っていたのは、どうしてもこの精神の障害の方が多いからこういうふうな流れになって、こういう今、土別がやっているようなセンターの中身になっているんですけども、本来はそうじゃないんですね。本来は3つの障害の人たちを受け入れてのセンター活動なんです。ですから、それはそれとして、私が残念に思うのは、道北センター福祉会さんが、今、手を引きたいというようなことを言ってきたということが何ともしょっと残念なんですけど、そこで、この話が出たとき、前のときも、ちょっと失敗しましたね。前のときも、3つの障害者の団体の方々にお話、説明をしないままに、物事を進めてしまったという経緯があったと思います。今回は、こういうふうにやめたいという話が来て、それぞれの障害団体の方々とのことについてきちんと話し合いをして、今後のことも含めて協議をされたのかどうか、もし協議されていたとしたら、どんな要望が出されていたのかお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

障害者団体との協議のことでございますけれども、これまでの経過や今後の方向などについて、障害者団体との協議を11月12日に身体、知的、精神の3障害の7団体の皆さんにお集まりいただきまして、意見の交換を行い、道北センター福祉会より業務委託終了の申し出があったことを御説明しまして、市内の社会福祉法人の委託に当たっての御意見や御要望を伺ったところであります。

その中で、障害者団体の皆さんの主な要望といたしましては、1点目は、まず、現在通所している方が安心して利用できるセンターにしてほしいということでございます。2点目につきましては、精神保健福祉士の資格を持った人がスタッフとして相談対応をすること、3点目といたしましては、地域活動支援センターが明るく広い環境であること、4点目といたしましては、身体、知的、精神の3障害の方が利用できるセンターであること、5点目といたしましては、作業所が土曜日、日曜日が休みのため、できればセンターは土曜、日曜も開所してほしい

というのが要望としていただいております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、十分に11月12日にお話し合いをされているということですね。

それで、もう今年度も間もなく終わりそうになるんですけども、今後の委託先、どこにするかなんていうことはもう決められたのでしょうか。また、場所はどこでやるのかということも含めてお答えください。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

今後の委託の関係についてでございますけれども、まず、道北センター福祉会からの委託終了を受けまして、11月19日に市内の社会福祉法人2法人でございますけれども、ここにお集まりいただきまして、今後の業務委託について法人の意向を伺っております。その時点では、障害者団体との協議による要望事項も具体的な御説明をしながら協議を行っております。その中で、一つの法人につきましては、障害者団体の要望におおむね対応できて、さらに業務の受託も可能であるということをお伺いしております。もう一つの法人につきましては、現時点では受託は難しいが、協力するとの意向が示されております。

今後は、2つの法人の意向を正式に確認しまして、受託可能な法人と具体的な内容について協議するとともに、障害者団体の皆さんにも経過を報告しながら、地元法人への委託を進めてまいりたいと考えております。また、場所についてでございますけれども、現在受託可能な法人の考え方としましては、現在の場所ではなく、法人が所有している施設の中で設置をするということで検討されております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） かなり具体的に話が進んでいるようですが、この土別の2つの法人といったら、つくもと愛成会ぐらいしかないんですけども、そののどっちかなんでしょうけれども、それで、一番私は、これから新しい法人が受託して再出発と言ったら変ですけども、新しくスタートするというので、その場所が今のところじゃなくて、法人が所有する施設ということですので、非常に期待が持てると思うんです。今のところは個人の民家ですから、玄関が北側で、こっちから行ったら玄関がどこにあるかわからないような、何かどっちかという暗い感じのセンターでしたから、余り障害者の方々も嬉々として通所するというような感じでもなかったのではないかと思います。ですから、場所が変わって、できれば明るくてオープンでというような、3つの障害を持った人たちみんなが利用できるようなと、そういうふうな場所、非常に期待するものですが、これから法人との具体的な詰めのお話し合いというのをやるんだろうと思いますけれども、私は、この本来の目的に沿った、精神障害者が多いからということですけども、そうではなくていろいろな方、障害の方が利用できるような、だからバリアフリ

一にするとか、そういうところだっただんどんと必要になると思うんですが、そういった運営
というか活動は期待できるのでしょうか、お聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） お答えいたします。

今、委員がおっしゃられましたように、地域活動支援センターにつきましては、障害者の方
が通所して地域の実情に応じた創作活動、生産活動の機会の提供、または社会との交流を促進
することを目的として運営することとされておりますので、現在の通所者の多くは精神障害者
であります。今後においては、身体、知的、精神の3障害の方が利用しやすい地域活動支援
センターとなるよう、委託先となる法人と十分協議して対応してまいりたいと考えております。
以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それと、もう一つ気になっていたのは、今のセンターのことですが、今の
センター内では結構喫煙をしているということなんですね。それで、そのために行きたくない
という障害者の方もいらっしゃるんです。今回は大丈夫でしょうね。そこら辺のところをぜ
ひ契約者と、しっかりと契約者に言うておいていただきたいなと思いますが、いかがでしょう
か。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） センターの禁煙の関係でございますけれども、センター内が施
設内すべてが禁煙ということが望ましいわけですけれども、障害者の団体の方からも喫煙場所
の確保という要望があります。これについては、精神障害者の方の中には喫煙者が多くおりま
して、喫煙により精神状態が安定するというようなお話も伺っておりますので、全く禁煙にす
ると通所できなくなる方もいるということが予想されますので、喫煙室を設置して分煙する方
向で法人と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、このセンターの事業についての要綱とか規則、規程とか、そうい
うものが土別の場合ないように思うんですけれども、そういうものはこれからちゃんとぴっと
やっていくという前提で、そういうのは必要ないんでしょうか、どうですか。

副委員長（粥川 章君） 岡次長。

保健福祉部次長（岡 強志君） ただいまの御質問にありました実施規程または要綱の関係につ
いてでございますけれども、地域活動支援センターの運営につきましては、国が定めました地
域活動支援センター等運営実施要綱に基づきまして、現在委託契約により事業を実施しており
ますけれども、今後、市の事業実施規程もしくは要綱の制定につきましては、その必要性も含
め各市の状況等も参考にしながら、今後十分調査研究していきたくて考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この項は以上です。

次に、保育園についてお聞きしたいと思います。

第3回の定例会で、あすなる保育園の移転と統廃合そして土別市全体の保育行政、施設等についてお聞きしておりますが、もう少し詳しく具体的にお知らせいただきたいと思います。この間の御答弁では、南のほうの地域にあすなる保育園とあけぼの保育園をあわせた形で1カ所をつくると、北のほうの地域には今の北星保育園、それを増築して1カ所と、市内認可の保育園は今まで3つだったのが2カ所になると、こういうことでした。前の質問に対しても、保護者とは話し合いをしたという御答弁がありました。7月と9月に保護者説明会を開催してきたということです。ですが、この3つの保育園の削減計画ですので、これは2つに減るんですから、これはやっぱり重大な問題で当事者にしてみればかなり大きな問題だと思います。ですから、保護者とか地域の人たちの願い、思いは無視してはいけません。きっちりと話し合いをして合意をとるべきだと、そこから始めるべきだと私は大前提にそう思うのですが、このことの合意は十分にされているのかどうかをいま一度確認しておきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

委員おっしゃるように、これは3カ所を2カ所にするということですので、十分保護者とお話し合いをして理解をいただかなければならないというふうに考えております。7月と9月に説明会をいたしまして、その後、なかなか説明会をやっても出席できない保護者もおられるということでした。説明会に当たっては、私どもとしては、どうしても来られない方がおられますので、資料については全員に手渡しをしております。なるべく理解をしていただくということで手渡しをしておりますが、それでもなかなか来られないということがありますので、11月の中旬に、3保育園の保護者全員を対象といたしましてアンケート調査をいたしております。そういうことで、保護者の御意向も把握をするということをやっております。

このアンケートの結果につきましては、148世帯保護者全体、市内3カ所ありますが、約80%に当たります119世帯から回答がございました。中身的に申し上げますと、78%の方が早期新築を希望されておりますし、8割以上の方については、3カ所は理想だけれども、2カ所であってもいいから早く新築をしていただきたいということで、2カ所の新築を容認するということでの集計結果が得られております。

そういうことも受けまして、第3回目の保護者説明会につきましては、11月の中旬に各保育園ごとに行っております。その中で、そのアンケート結果についても御説明をいたしておりますし、その中で用地等の部分についても、どうしてその用地なのかということなんかも含めて、位置図なんかでも詳細に御説明をさせていただいております。その結果、もろ手を挙げて賛成ということではなかったと思いますが、2カ所の再編については、各保育園の保護者の説明会でも一定の御理解をいただいたというふうに考えております。

したがいまして、今後、市といたしましては、今度は具体的に進めてまいりたいと思えますが、議会とも相談をしながら進めてまいりたいと思えますけれども、検討委員会あるいは保護者とのお話の中でも、今後具体的な部分についてもお話を伺っていきますということで言っておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、今度の統合される南側にできる新しい保育園の場所というのは、どこなんでしょうか。そして、それは何ゆえにそこにしたのかを教えていただきたいと思えます。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今、建設予定ということでお話をしております場所につきましては、南郷プールの西側の市有地でございます。なぜそこなのかということですが、市で持っている用地ということになりますと、なおかつ一定の広さ、やはり4,000平米程度使えるというような広さがないと、保育所としてはなかなか子供たちの健全育成には向かないということですので、一定の大きさが必要です。なおかつ市の財政を考えますと、なかなか私有地を買収するということも考えにくいものですから、市有地でということと考えますと、遠くなりますが、一番現実近いのは南郷プールの西側だということで、そこで御理解をいただいたということでございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

それで、その新しい保育所等、2つの認可保育所の中身的なことについてお聞きしたいんですけども、今、国は認可保育所の最低基準を緩和しようとしています。これは都市部に限ったことですが、待機児童が多いということで、保育室の面積基準を各自治体に任せるという、こういう方針を明らかにしてしまったんですけども、都市部に限るとということなんですけれども、とすれば、どんどんと保育室の面積が小さくなるという心配もあるんです。それが今は都市部だけ、だんだんと取っ払われて緩和されて、こういうところの地方にも波及しかねないと思えますけれども、その面積はそれぞれ2つの増築するという北星も含めて2つの保育園の面積と予想している定員数、何人ぐらい受け入れるつもりなのか、そして、それに対応してゼロ歳児は出ないかもしれないけれども、かなりの乳幼児から受け入れていますね。それで、それに対応する保育士の数というのはどれほどとお考えになっているか、そこら辺のところをお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

最低基準の緩和のお話もございましたけれども、委員お話しのように、これはあくまで都市部ということでございますし、市といたしましては、これは検討委員会あるいは保護者の皆さ

んともお話をしているのは、今回の再編というのは合理化をするためにやるわけではありません。これはあくまでも保育の内容を充実するという視点で行うということで申し上げておりますから、そのことによって面積を小さくしていこうという考え方は全くありません。

それで、その上で、想定される面積なんですけど、これは業務内容だとか、保育サービスの中身にかかわってきますので確定的なことは申し上げられませんが、今のところ想定をしておりますのが、南側につきましては、建築面積はおよそ1,500程度になるのではないかなと、それから北星保育所につきましては、保育室を2つぐらい、これは程度ということで、これも詰めなければいけませんけど、2つ程度保育室を増設していくというようなことになろうかと。ただ、これも中身によりまして、保育サービスの中身によって変わりますので、十分検討していきたいと思っております。

それから、定数でありますけど、保育定数ですけど、今現在、土別の市内3カ所、朝日を除きまして180ございますけど、かなり実態としては190名程度の運営になっておりますので、定数を200に増員をする計画をしております。基本的には、南側が110名程度、北星が90名程度と想定はしておりますけれども、これも保護者の皆様と十分協議をして意向も聞きながら、そして今後の市内の居住動向、これらも分析をした上で決めていきたいと思っております。その上で、提供できる保育サービスについても、十分協議をした上でその上で施設の器の規模を決めていきたいと思っております。

したがって、保育士数でございますけど、こういった全体の構想を決めた上で必要な人員が出てきますので、今のところ、こういう人数だという具体的な数字は持っておりません。ただ、これは保育サービス検討委員会あるいは保護者の皆様方からも極めて強く要望されておりますけれども、現在の保育士が1人当たり持っている児童数、これを上回るというようなことはしないようにということで、あくまで先ほども申し上げました保育の充実ということでございますから、そういうことがきちと図れる職員体制を計画いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 現在、保育士は1人当たり何人ということで動いているんですか。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） これは保育士については、国の基準がございまして、ゼロ歳児は3名、それから1～2歳児、未満児と申しますが、3歳未満の方が1人当たり6名、それから3歳児が20名に1人、それから4～5歳児が30名に1人というのが国の基準でございます。ただ、これは内部で検討委員会等でも申し上げているんですけど、この基準が相当戦後間もなくに決められた数字でありまして、現状としては、今どこの市町村もそうなんですけど、例えばゼロ歳児を3人保育できるかということになると、非常に難しい問題があります。そこら辺も含めて十分見直しをした上で、配置は決めていきたいと思っております。今のところ、今の現状で

は、基本的には国の数字を基本にしながら、実態に応じて増員をして対応しているというのが実態でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その保育サービスの内容についても、それじゃ、今、盛んにこれから検討と協議会とかいろいろお話し合いして決めるんだというような御答弁ありましたけれども、今行っている乳幼児の保育、障害児保育、延長保育、一時保育あるいは北星でやっている子育て支援センターの活動、こういったようなことは全部引き続きやるという考えに立っておられるのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

保育サービスにつきましては、保育サービス検討委員会を設置して20年度から1年間かけて具体的な検討もしていただいております。そういうものを受けて、今回の施設整備でございますので、保育サービスの質については基本的に上げていくと、種類、サービスも増やしていくということで考えておまして、その中身につきましてはありますが、1つは、年齢別保育を行いたいと考えております。施設規模が一定大きくなりますので、大きな負担はなくても、そこら辺が可能になるということで、1歳刻みで保育をしていくということで考えております。

それから、ゼロ歳児につきましては、現行、あけぼのが生後9カ月から、それから北星は57日目からというふうに違いがあるんですが、2カ所とも57日目からの保育を行っていく予定でおります。

それから、延長保育、休日保育につきましても、検討をしていくということで考えておりますし、一時保育、今現在、北星保育園で実施をしておりますけれども、非常に要望が多くて場合によってはお断りをするという場面も出てきておりますので、定数を15~20、これも調査を十分いたして、お母様方ともお話をしながら詰めていきますけれども、拡大をして実施をしていくということで考えておまして、これはどこでやるかにつきましては、今後十分詰めてまいりたいと思います。

それから、支援センターですけれども、これも今現在、つどいの広場「きら」に相当たくさんの方が来ておられるということもありますので、南側の新設する保育園についても、子育て支援センターを設置する予定でございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今いろいろお話をお聞きしまして、非常に期待が持てる保育園ができるというふうに私は印象を受けました。ぜひとも本当にすばらしい保育園をつくっていただきたい、心から思うものです。

それから、次に、僻地保育所についてお聞きしたいんですが、僻地保育所、上士別、多寄、武徳、温根別と4つ保育所があります。これ資料をいただきましたけれども、どこも一応定員

があって、その定員の半分ぐらいの入所者数で10人を切っている保育所もありますが、この状態はもうずっと何年間が続いているんですね。それで、この僻地保育所の運営実態、どんなふうにとらえておられるのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。それぞれ20年度の定員と入所児童数などもお示しいただいて、お考えをお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

僻地保育所の運営実態についてお話がございました。まず、数字で僻地保育所の定員と入所児童数についてお答えをいたしますが、上土別保育園については定数40に対して、これは4月1日の数字ですが、数字が動きますので4月1日でお答えさせていただきますが、23名となっております。それから多寄保育園につきましては、40人定数のところ20人となっております。それから武徳につきましては、30人のところ12名となっております。それから温根別につきましては20名定数でございますが、4月1日現在では7人というふうになってございます。

それで、運営の実態をどういうふうにとらえているのかということでございますけれども、僻地保育所につきましては、郡部に建てられているということでございまして、大変人口なんかも減少しているということでございます。同時に、地域社会の生活環境もやはり大きく変わっておりまして、市内に通勤をされるような方々もいらっしゃるということでございます。そういう面では、僻地保育所につきましては、そういった地域の状況の多様化、住民の方の生活の多様化に対応するために、例えば延長保育でありますとか、あるいは学童保育なんかの新たなサービスも含めていろいろ運営に御苦労されております。そういうことでありますけれども、やはりどうしても減少しておりますので、なかなか運営については大変な状況が続いているというふうに理解をしております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この入所数を増やすというのはなかなか至難のわざのように思いますが、これからはずっとこういう調子で少しずつ減っていくんでないかなというふうに思いますが、僻地保育所の市の条例では入所基準に小学校の1年から3年の学童も入所できるようになっているということで、多分これは人数を確保するための窮余の策といたしますが、そういうことでないかなと思うんですが、これ20年度の今の数字には学童は入らない数ですね。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

僻地保育所の市の基準の中で、小学1～3年生も対象児童として含めているということでございます。今すべて学童保育につきましては、それぞれ希望があればやっているんですが、実際に実施をしておりますのは上土別保育所と温根別保育所、上土別が現在11月1日の数字ですが、上土別保育所が今16名お預かりしていますし、温根別保育所が8名の登録ということになっております。これはどうしてそこに含めたかというのは、当然補助金の関係もあるんですが、

やはり基本的には僻地であっても学童保育が必要な方もいらっしゃるということですので、そういうところの受け皿ということで僻地保育所をお願いをして、その地域の状況にもよりますけれども、必要であるところとないところがございますので、受け入れられるように条例上は規定をしているということです。

それから、国の補助基準で申し上げますと、平均で年間10名を下回りますと、国の補助としては対象外というふうになります。これは2年間続けて10名を切りますと補助金は来ないということになるんですが、そのときに学童保育の人数も加えて算定できるということもありますので、そこら辺も含めて条例化をしているということでございます。今そういうことで、例えば温根別保育園なんかは先ほど申し上げましたように、子供さんは就学前というのは7名ですので、今はもっと増えています、ちょっと増えています、10人満たないものですから、学童も含めて地域の要望にこたえながら園の存続を図っていただいているということでございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうしたら、学童の子供は16人に8人と随分結構多いんですけども、私は3～4人ぐらいかなと思っていたんですが、そうするとちゃんとした指導員がいるんですか。そこら辺どうなんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） 指導員として加配をしているということでは現実ございません。ただ、市としては学童保育の部分に係る経費という部分については、委託料に上積みをしてお支払いをするというような形をとってございます。ですから、その中でやっていただいているということになると思います。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それはお金もさることながら、やはりちゃんと子供を見る人、保育士さんは学齢前の子供を見るわけであって、やはりこれだけの人数を上土別なんか16人ですから、これだけの人数を見るんだったら、保育士さんにちらちら見てもらうじゃだめですよ、これは。ちゃんと指導員を配置するべきでないですか。そこら辺の考えはないんですか、全然。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

16名ということで数字的に話をしましたので、一つ誤解を与えた部分もあるかと思いますが、学童の場合は、登録児童数がすべて毎日来るということではございませんので、毎日来るとなると僕もそこまで把握しておりませんが、半数程度かなと思います。学童の来る時間帯というのが、大体2時以降ということになります。この辺は、ただ、委員おっしゃるように、増えてまいりますと、十分人が足りなくなるということも考えられますので、これらについては今も所長会議等、通年で何回か開催をして情報交換をしながらやっておりますので、ある程度

どうしても対応ができないということになれば、これはそういうことで話をさせていただいて、場合によっては予算を上げさせていただくということも考えていかなければならないのかな。いずれにしても、現場とお話をさせていただこうということで考えております。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それは考えていかなければならないのかなではなくて、考えなければならぬ問題だと私は思いますので、ぜひともここら辺の僻地保育所の学童への指導員体制というのを真剣に考えていただきたいと思います。

それで認可外保育園、これもまた土別はあるんですね。認可されていない保育園ということで、地域の自治体なんか普通運営責任を負っているのではないかと思うんですが、南町、東丘、観月、そして個人的にはこぶたの家と、こういう認可外保育園がありますが、これらの運営の実態についてもどのように把握されているのか、お聞きしておきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

認可外保育園の運営でございますが、市内4カ所ございますけれども、本市の認可外保育園の役割と申し上げますが、そういう部分では他市に例を見ない特徴がございます。3歳以上で申し上げますと、おおむね3割の方が認可外保育園に通っているということでして、こういう事例は道内でも余りございません。そういう面では、いろいろな部分で就学前の子供さんについての保育についていろいろ尽力いただいているというふうに考えております。

今の状況がどうなのかということでございますが、市街地域の児童数については、全体としては20年度急激に落ちたんですが、全体とすれば若干減少傾向、ただ大幅な減少ではないような形でずっと来ていたんですが、そういう状況にあります。ただ、全体的には減少傾向といっていると思います。

ただ、そういう中で、各家庭での共稼ぎ家庭が非常に増えてきておりますし、核家族化はしておりますので、どうしてもお母さんも勤めるということになりますと保育が必要になる。その年齢が非常に子供さん小さいうちにお勤めになる、あるいはそんなに十分には制度としては普及してありませんが、育児休業だとか産休だとかをとられるお母さん方もやはり増えてきているということの中で、3歳未満の保育の希望者が非常に多くなってきております。それがために、市の認可保育園に対する保育要望というのが非常に多くなってきております。そういうことで、市のほうでも今対応に苦慮して、職員も増やしながら対応しておりますけれども、そういう状況がございますものですから、相対的に認可外保育園の児童数が減少してきております。ただ、これも例えばこぶたの家みたいに、ゼロ歳児だとか未満児のほうに対応していただいているような保育園はそうでもないんですが、それ以外のところがどうしても影響を受ける。幼稚園もそうですが、影響を受けるということになってございます。

そういう中で、認可外保育園としても地域の要望にこたえるということで、例えば3歳未満であっても、一部受け入れていただいていたたり、あるいは延長保育を実施するというようなこ

とで、それぞれ工夫をされて運営していただいておりますけれども、やはり一部の保育園では保育児童がやっぱり減るといことの中では収入が減少いたしますので、運営が厳しくなっているところもあるというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この今の4つの認可外保育所、20年度だけで数えますと、ここを利用して子供たちは145人もいます。こんなにたくさんの子供たちがこの認可外の保育園に通っているということなんですが、それで、さっきの僻地保育所への委託料で見ますと、入所割合が一番低くて入所割合が35%という温根別保育所への委託料は667万円なんです、20年度。ところが、この認可外保育所へ補助を出しています。この補助金のことですが、こぶたの家は置いておいて、3つの地域の自治会がやっている保育所で見ますと、一番入所の割合が高いのは南町保育所なんです。南町保育所で96%、定員50人に対して48人というふうなことで、非常にたくさん子供が行っているんです。その補助金が411万円なんです。この数字だけ見て判断するのは正しいことではないかもしれませんが、温根別保育所へは7人ですからね。7人行っています。保育士さんは正職員、非常勤合わせて3人なんです。南保育所さんは48人通っているんです。そして正職員、非常勤合わせて7人なんです。それでいて市から来る、我々の税金の使われ方というのは、温根別は667万円で南町は411万円という、総じて認可外保育所の補助金は僻地保育所への委託料と比較すると半額ぐらいになっているんですけれども、補助金と委託料との性格もまた全然違うと言われればそれまでですけれども、僻地は置いておいて、認可外保育所だけ考えてみていただきたいと思うんですが、無認可の保育園、この145人の子供たち、これがつぶれないように何とかずっとやっていけるようにということで補助金の増額も含めて何か支援策、対応策、今後真剣に考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

それでは、僻地保育所と認可外保育所の委託料補助金なんですが、今、数字をおっしゃられましたが、一つだけお断りしておきますが、僻地保育所の場合は市が直営でやることになっておりますので、それを委託することになりますので、保育料についても全部市に入っております。ですから、僻地の場合は係る経費すべてということになります。これは市が本来やるものをお願いしているということになります。

認可外保育園につきましては、確かに僻地は全額市の持ち出しですので、基本的に持つということですので、当然そこまでいかないんですが、事業費と比較をしますと補助率でいいますと大体30%弱の経費に対する補助を行っているような形になろうかと思えます。これが十分であるというふうに申し上げるつもりはございませんけれども、それなりの支援もしてきている。ただ、先ほどもございましたように、道内にもそういう類似したような事例がございます

るので、我々もなかなか比較することができないということで、困る部分もございます。

それで、助成措置をやれないのかということでございますが、実は認可外保育園につきましては、本年度から一部助成金の上積みをしております。これは先ほども申し上げましたが、3歳未満の保育をしてほしいという要望があるということで、各保育園がやはりそんなにたくさんは受け入れられませんけれども、やっぱり手間が、保育士の数が限定される中で小さい子を受け入れるというのは大変な負担がかかりますので、たくさん受け入れているわけでありませんが、やはり数名程度皆さん受け入れていただいておりますので、そういうものに対する助成については一律8万円プラス1人3,000円というような形で補助金を見直しております。

そんなこともしてきておりますので、今までも認可外保育園等との関係でいいますと、あと今までの実績で申し上げますと、今年度は経済危機対策なんかもございましたので、認可外保育、僻地もそうですが、備品の購入等の一部助成も別途行ってきておりますし、保育士間の中では市がなるべく中心になりながら、いろいろな研修会等もさせていただいておりますけれども、基本的に保育所長会議というのを通年、年2回は持ってございまして、そこで情報交換をさせていただきながら、いろいろな要望等も聞いてきております。

したがいまして、状況が大変厳しいということを我々も認識をしておりますので、そういう会議等も通じながらいろいろな要望もお聞きをしながら、必要に応じて支援をしていくような形で今後続けていきたいというふうに考えております。

(「終わります。この続きは昼からにしてください。この項を終わります」の声あり)

副委員長(粥川 章君) 小池委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時00分休憩)

(午後 1時30分再開)

副委員長(粥川 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。小池浩美委員。

委員(小池浩美君) 次に、放課後子どもプランについてお聞きいたします。

平成19年第3回の定例会におきまして、私は、児童館や学童保育を利用する子供たちがどんどん増えてきているということから、新たな放課後の子供の居場所というものが必要でないのかという趣旨の質問をいたしております。これへの答弁は、保健福祉部のほうからの御答弁でしたけれども、国が空き教室や社会施設を利用した放課後子どもプラン事業を創設しており、今後、教育委員会とも連携を図りながら学童保育のあり方について検討していくというお答えがありました。もうその当時、既に国は放課後子どもプランというものをつくっていたんですけれども、それでそれ以降、子供の数は児童館や学童保育に来る子供の数は減っているかとい

うと、そうではないんですけれども、こういう実態にあつて私が聞いたのは19年第3回定例会ですから、年月がある程度たつていますが、今日まで教育委員会と保健福祉部のほうでは、このことに関して御答弁のように何らかの検討、話し合いをされたのかどうか、まずそのことをお聞きしたいことと、もう一つは、結局話し合った結果が放課後子どもプラン推進事業に乗ろうかということになったのかどうかということです。国が考えてもう既に進めているこのプランについても簡単に内容も御説明いただきたい、そうと思いますが、よろしくお願ひします。

副委員長（粥川 章君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

教育委員会と保健福祉部でどのような検討をしたのかということですが、まず放課後子どもプランの全容についても説明をしてくれということでした。

子どもプランについてまずお話をいたしますと、これは文科省が進めます放課後子ども教室と厚生労働省が進めます放課後児童健全育成事業、留守家庭保育室ですが、これを連携して実施をするというのが子どもプランというふうになっております。

放課後子ども教室につきましては、したがいまして、すべての児童の健全な育成を目的とした居場所づくりというようなことになろうかと思ひます。したがつて、これはあくまでもすべての子供というものを対象にしたものでございます。

それから、留守家庭保育室のほうですが、児童家庭課のほうで対応しておりますが、これにつきましては、あくまでも共稼ぎ等で保育に欠ける児童を対象として児童の健全な育成を図ろうとするものでございます。

したがいまして、2つの事業につきましては、趣旨は全く違うわけでありますが、当然、留守家庭保育室の児童も放課後子ども教室のほうに通うということは当然あり得ることでございますので、これは子どもプランでも言っておりますが、連携をして十分に連携をしながら緊密な連携をとつていく、進める必要があるということだと思ひます。

それで、放課後子どもプランというか、子ども教室の部分について内部でどのように協議をしたのかということでございますけれども、答弁をして以降、教育委員会と保健福祉部のほうで内部で調整をいたしましたけれども、そのときの結論といたしましては、まず各学校に空き教室と申しますか、余裕教室がその時点では見当たらないということと、それからこの事業の補助制度なんです、これがいつまで続くかということが明確でないということ、それから学校を会場とするということになりますと、そのときの除雪費用でありますとか光熱費等の燃料代、そういうものが補助対象でないこと、それからコーディネーターなどの指導系の職員の謝金単価がスタート当初としては非常に低額であつて、なかなか協力を得られるという方がおるのかどうかということも含めて、人材確保が難しいのではないかというような総合的な判断の中で、その当時としては実施を見送るということになりました。そこで、学童につきましては、19年以降やはり非常に増加を、登録児童が年々増加をしてきておりましたので、市といたしましては、それに対応して指導員の増員等で対応してきたというところでございます。

したがいまして、今回の放課後子どもプランというのは、そのときの検討の結果なのかということで申し上げますと、これは牧野市長になりましてから、これは市長の方針として子どもプランを推進したいということを受けて、再度内部的に検討して進めるようになったものというふうに理解をしております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 一たんは、いろいろな条件でこれは難しいということで、これは実施しないというふうな結論が出ていたわけですね。それが今度、市長がかわって牧野市長になって市長の公約とかいろいろありまして、それでまた検討し直して子どもプランを実施すると、そういう流れなんですね、今日までの。

それで、私もいささか驚いているのは、もう既に南小学校のあいている教室を使って放課後子ども教室推進事業のほう、文科省のほうですね、これは。すべての児童を対象にしたというほうですけども、それをやろうと計画を進めているということなんですね。それで、私はすっかりこれはやらないもんだと思っていたんですが、これはやるということで物事の準備が進んでいるようなんです。それで、いろいろお話を聞きましたところ、南小学校の多目的ホールというところを放課後の子供たちの居場所として使うんだと。

しかし、単純に考えても、問題がすごくあるような気がするんです、この事業。よほど頑張らうまいことやらないと、いろいろ起こるんでないかという心配があります。というのは、学校の中の一つの空き教室ということなので、そこで放課後遊ぶ子供たちと、そうでない、まだ学校に残っている子供たちとが混在する。出入りが自由になって、出たり入ったり、そういうことができるんでないかと、あるいはこの放課後の子供たちが廊下のほうに出てきて転んだ、何したといった場合、それを学校の教師が見つけたという場合の対応、先生の責任ですね、学校の先生の責任をどうするかというようなこととか、あるいはグラウンドで遊びましょうとかということだってあると思うんですよ。そういうときのグラウンドの使用とか、それに学校行事があったら、この日は使えません。使おうと思っていたのが使えませんとか、そういうこともあるんでないかなと思うんですけども、そういうようなこともいろいろ想定して考えて、この場合はこうやって対応しようというようなふうなものを見つけて、この南小学校の多目的ホール使用というところに落ち着いたのかどうか、そこら辺のところをお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 那須生涯学習課長。

生涯学習課長（那須政士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

会場となります南小学校の余裕スペースにつきましては、多目的ルームという部屋でございます。学校に入りまして職員室等を通りまして、右手の一番奥の独立したスペース160平米の部屋になります。それで、そういった場所で開催するということにつきまして、先生方の責任についてもいろいろ問題があるのでないかという御指摘でございますが、学校のスペースを利用するというので、現場の先生方が少なからず心配をされるということは当然のこととは

思いますけれども、本事業につきましては、学校運営と全く区別いたしまして教育委員会が主体となって実施するものでございますので、学校に責任を転嫁するとか、そういったことは決してございませんので、実施に当たりましては、事業の趣旨を先生方を初め保護者の方々にも十分御理解していただくよう配慮して取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、多目的ルームを学校行事等で利用することも当然でございますので、こういった場合には、子ども教室は開催できないこととなりますけれども、子ども教室の目的が留守家庭の児童だけを対象にしたものではございませんので、ほかの場所での開催は考えておりませんけれども、学校の行事予定というのは、3月ぐらいをめぐりにおおむね1年間のタイムスケジュールが決まりますので、その空いた時期に子ども教室の開催を組んでいきたいというふうに思っております。

また、子ども教室における他のスペース等の利用、今グラウンド等の例を出されてお話ありましたけれども、クラブ活動などで使用していないときのグラウンドあるいは校舎内のプレールームなどの利用は可能と思われますけれども、とりあえず学校運営に支障のないように学校と十分に協議をした上で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今、学校に責任は負わさないと、教育委員会がいろいろな問題が起きたら責任を負うんだと、こうおっしゃいましたけれども、学校を使用するんですから、まずは何といても学校の教職員の方々の合意を得て、これの準備が進められたのかどうかということなんです。何といても、やっぱり学校の先生ですから、子供たちは全部我が子という感じで対応されると思うんです。ですから、何といても教職員の方々との合意、お話し合いで、いいよと、ここでやりましょうというような話し合い、そういったものはなされたのかどうかということなんです。そして、なされた結果がこの放課後子ども教室推進事業実施なのかどうかお聞きします。

副委員長（粥川 章君） 那須課長。

生涯学習課長（那須政士君） お答えいたします。

学校の教職員の皆さん方の合意についてでございますが、南小学校内での多目的ルームを利用させてもらい本事業に実施することにつきましては、校長先生あるいは教頭先生との協力を得まして、教職員の理解を得ているところでございます。

また、学校側からは、学校現場において考えられますほかの児童との混在ですとか、学校運営との線引き、子供がけがをしたときなどの緊急の場合の対応、あるいは学校行事で使用する際の対応など、いろいろ懸念される事柄につきましても要望を確認いたしてありまして、これらに関しましては、学校運営に支障を来さないよう十分に配慮してまいりたいと考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 校長とか教頭とか副校長というんですか、そういう方々は管理職ですよ。管理職とお話をして、一応了解を得た、合意を得た。そこから管理職から教職員のほうへ話が

いって、教職員も納得したんじゃないかなと思うんですが、直接教職員組合とか何か、教職員の方々とお話し合いはしたんですか。

副委員長（粥川 章君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君） お答え申し上げます。

直接私どもと教職員、組合含めてはしておりませんが、校長を通じて職員会議等を開催していただいて了解を得たという校長からの御返事をいただいているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） やっぱりこれもやり方の問題なんですね。やり方がちょっとまずいですね。まずは、教職員の方々、現場の先生たちとお話し合いをして、こういうプランがあるんだと、子供たちのためにこうやりたいんだというようなことを、まずは現場の先生たちにお話しするべきでなかったかなと私は思います。管理職からおりてきて、こうやってするんだというふうに言われて、反対ということにもならなかったのではないかなと思います。ちょっと不満がある、何だか納得できないというような声も聞かないではありませんが、これからも時間がありますので、ぜひとも直接教職員の方々とお話し合いをして、子供たちにしわ寄せが来ないように、そういう運営をしっかりとやっていただきたいと思うところです。

それで、この放課後子どもプラン、何か突然出てきたような感じがしないでもないんですが、私が一番懸念するのは、今やっている学童保育とそれから児童館の事業、土別市はかなりしっかりとやっていると思うんです。そして、保護者の方々とも連携とれていますし、学童保育のほうは。そうなので、このままでいったほうがいいのかという気はしていますが、市長の所信表明で子育て日本一、このまちにするんだという環境整備の施策の一つとしてこの放課後子どもプランを市長は公約に上げておられます。

そこで、私は、やはりこれはかなり、先ほどの御答弁にもありましたように、市長の意向が強くてこれが進んでいると思いますので、少し市長のほうから今回のこの放課後、市長が考える子どもプラン、放課後の学童保育あるいは児童館活動と絡めて、どういう理想を持ってこのプランをやろうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 私のマニフェストに学童保育の充実に向けた放課後子どもプランというような、こういう記載をしているんです。学童保育ということになりますと、あくまでも限定されてしまうということで、これは私の書き間違いみたいなもので、学童保育などという言葉が一つ含めるべきだったかなという気が私はします。

それで、今の例えばあけぼの児童館なんかとりましても、実際に学童の方を中心にしていますけれども、本来でありますと、すべての児童が自由に放課後でもそこに来て遊びができるという、そういう将来的な構想が私は必要でないかなという気がするんです。ところが、今現実には、あけぼの児童館なんかにとってみても、定数がございまして、それを定数の2.5倍ぐらい登録者がいるということで、そうなりますと将来的には厚労省の補助も切られるという、そ

ういったような状況もあつたりしまして、私の基本的な構想としましては、あけぼの児童館を児童センターというような名称でもどちらでも結構なんですけれども、児童館法からいえばどちらの名称でも結構なんですけれども、やはり少しでも早い時期に総合計画より前倒しをして建設をして、そして先ほど申し上げましたとおり、すべてのそこに利用される児童が、児童といえますと18歳以下になると思いますが、そういった方々が自由にそこに来ていただけるという、そういう施設を構想しています、現段階では。

しかし、一方では、先ほど申し上げたとおり、文科省のほうの補助事業としてこの放課後子ども教室の事業が一方ではあるわけです。これは、先ほど申し上げたとおり、いつ補助事業がなくなるかという問題もありますけれども、今、児童館建設に向けた何年か数年かかるわけですから、一方では、放課後の居場所づくりを含めて余裕教室があるという現状を踏まえた上で、先ほど申し上げたとおり、学校の教員の皆さん方とも協議をさせていただいて、教育委員会が主催をする子ども教室を南小学校でまずスタートさせていきたい。これについては、補助事業として取り組まれますので、そういう形で、まずは一つの構想があるわけなんですけれども、その前段としてこの子ども教室を実施していきたい、こういう気持ちです。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 18歳以下の子供たちすべてが放課後そこへ集まって自由に遊べるあるいは暮らせるという、そういう場所としての児童館ということが市長の理想のようですが、学童保育は当然そこでは、その中では行われるという前提ですね。はい、わかりました。

今始まったばかりですので、この子どもプランのほうですけれども、ぜひとも先生たちとも十分話し合っ、コーディネーターも探し当てて、十分充実したものしていただきたいなと思います。

次に、ごみのほうにいきたいと思います。ごみ処理のほうを聞きたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 廃棄物の処理についてお聞きいたしますが、初めに、学田の最終処分場についてお聞きしたいと思います。平成12年に容器包装リサイクル法が施行されて、本市では16分別というものを実施し始めたんですね、この年。それから、ずっといろいろ粗大ごみの有料化とか、17分別収集あるいは古着とか、リユース食器を貸し出すとか、廃油を集めるなんて、いろいろとごみの減量に向けていろいろな取り組みをしてきていると思います。それで、去年は特に画期的なのは、レジ袋の有料化というのを市内の大型店と契約を結びまして削減ということで、今はもうほとんどの市民が自分の買い物袋を持ってお買い物に行くという、そういう状態になっているのではないかと私は思います。今日までのごみ減量化のさまざまな取り組み、これは一定評価されているものだと私は思っていますが、とりもなおさずこれはごみ減量に協力してきた市民も評価されているのではないかなと私は考えております。

ですが、やはり一般ごみは学田のほうに埋め立てられますね、持って行って。だから、一般ごみが少なくなったとはいえ、埋立地はふえていく、量はふえていく、それはずっとこれから

も続くんですけども、数字的なこととか、その状況をお聞きしたいんですが、平成12年度のごみ16分別実施の前、だから平成11年度、これを基点にして今日まで学田に埋め立てた一般ごみの量の変化、結構減り続けているんじゃないかと私は思いますけれども、まず、そこら辺の実態をお聞きしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 分別によります埋め立て量の推移でございますが、平成12年度に容器包装リサイクル法が施行され、土別市におきましては16分別での収集を開始しております。その前後の年間埋め立て処分量を比較いたしますと、施行前の平成11年が1万4,406トン、施行後の平成13年が1万469トンで、27%の減となっております。その後も埋め立て量につきましては漸減しており、平成20年度におきましては6,483トン、平成11年に対し55%の減となっております。減少の要因としましては、市民の皆様のごみ減量に対する意識の向上及び分別の徹底の御協力と、それから粗大ごみの処理委託が大きいものと考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 平成11年度から、今はもう半分減っているということであります。このテナポでずっと埋め立てが続いていったとしたら、学田最終処分場の限界というのはいつごろと推計されていますか。

副委員長（粥川 章君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 学田最終処分場の限界についての御質問であります。

学田処分場は、昭和58年に埋め立てを開始しまして、計画当初31万3,000立方メートルの計画容量でありました。当初13年間の使用期限を予定したところであります。13年と申しますと、平成7年が使用期限というふうな計画をしていたところであります。先ほど廃棄物の減少実績について申し上げましたとおり、これまでも容器リサイクル法ですとか家電リサイクル法、さらには建設リサイクル法に基づきまして、延命を図ってきたところであります。

残容量の調査につきましては、平成13年度に撮影をされた航空写真をもとに平成15年度に調査を行いまして、残容量を10万8,000立米の調査結果が出たところであります。これまでの埋め立て量からしますと、年間約1万立方メートルは埋め立てると仮定した場合、約平成13年の調査ですので、それから10年間、平成23年までというような推測をしたところであります。

ただ、その後、処分場の延命策の一つとして、埋め立て容量自体が大きい従来より埋め立て処理をしていた粗大ごみ、こういったものを検討を進める中で、北海道の助言もありまして、平成15年より愛別のじんかい処理組合のほうに破碎処理の委託をお願いしたところであります。その後、今現在の埋め立て量が激減しているという状況の中でいくと、今の23年の使用期限を見込んでいたわけでありまして、3～4年程度は延命ができるものというふうに判断をしております。そこで、来年につきましては、地形測量を実施して、残容量調査を再度実施して、具体的な使用期限を定めたいというふうに計画をしております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 来年また調べるということで、今のところはまだはっきりしていませんが、一たん平成23年までと言われていたのが、3～4年、長く見ても平成27年というふうに考えられるということですね。それで、減ってきてはいるんですけども、生ごみですね、一般ごみの中に含まれている生ごみのことなんですが、平成18年の決算委員会で、これは私が質問したわけじゃないですけども、質問に対してこういうふうにお答えしているんです。平成17年度の一般廃棄物5,778トンのうち生ごみは約2,000トンだと、こういうふうにご答えております。だから、生ごみはおよそ30%ぐらいなんですね、そのときで。この割合は今でもそんなに変わってはいないもんですか、どんなもんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 生ごみの占める量についてであります。平成20年度の一般廃棄物の総搬入量が7,516トンでありまして、このうち生ごみが約2,000トン、26.6%と推計しております。この推計値につきましては、過去に生ごみの分別収集をモデル的に実施した際、調査実績であります1人1日174グラムの生ごみ排出をもとに推計しております。

以上であります。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 推計の根拠はほとんど大体2,000トンと、生ごみ2,000トンでいっているんですね。そうすると、じゃ、この2,000トンの生ごみを埋めないで、これから。埋めないで、これからといって来年度、例えば来年度とか、今年度でもいいんですけども、埋めないとしたら、どれぐらい学田の処分場は延命されるのかというのはわかりますか。

副委員長（粥川 章君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 先ほど申し上げました平成20年度の埋め立て量6,483トン、それから推計しました生ごみ2,000トンを勘案いたしますと、生ごみ分別を3年行うことによりまして約1年程度の延命が図られていくというふうになると考えております。

以上であります。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうですね。それで、学田を延命させようという意味もありますけれども、分別を徹底しようということでも、その生ごみを分別して集めて生ごみから堆肥をつくるという、このことについてはいろいろ研究や実験をされてきていると思います。今までもこの議会で何人かの議員さんたちが、いわゆるバイオマスですか、そのことについてはいろいろお聞きして、こうやっているんだというような堆肥化の方法、専門的なことも十分に聞いております。だから、単なる家庭から出た食べ物の残渣を使うだけでなく、そこには稲わらとか、もみ殻とかなんかも必要だとか、水は水分はどうするんだとか、いろいろなことがもうかつてはこの議会でも御説明がありました。それで、かなりいろいろ問題があるんだということもわかった

んですが、その中身的なことは説明は要りません、もう十分聞いてきていますから。それで、今日まで問題はそういったいろいろなネック、問題はクリアできたのかどうかというところを知りたいんです。今、今日で、ずっと過去においていろいろとおっしゃっていた水銀がどうか、何とかとおっしゃってましたよね。ああいういろいろな問題はクリアされて、もう生ごみ出していいよと、そういうところになっているのかどうかお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

これまでもバイオマスの利活用の研究でいろいろ議論をしてみいました。平成17年度から土づくりに向けた、それぞれ有機資源を確保するため、堆肥化の可能な生ごみ、汚泥、それと農協さんから出てくる野菜残渣を一体的にまとめた堆肥化施設の整備を検討してきたところでございます。平成19年11月の決算審査特別委員会におきましても、神田委員の質問にもお答えした段階では、20年度施設整備に向けては汚泥に含まれる髪の毛などの異物除去対策、それとか回収時における生分解性のプラスチック袋を予定しておりますので、その残留の問題、それとか汚泥も含まれる関係もありますので、重金属の含有の課題、これらの課題を整理しながら今後着手してみたいというふうに回答したところでございます。

それで、これらの問題につきましては、その後、先進地視察や調査等を行う中で、汚泥の異物対策につきましては、木質材を加えることによって強制的にかく拌することのみで十分分解するというシステムを見てきております。そういうことが十分実施されるということですので、最終段階にはふるいにかけることによって、より確実にそれらのものが除去できるということがわかりました。

また、生分解質のプラスチック袋で回収した後、破碎機により、砕く機械によって分離することにより塊が発酵槽に入らずに良質な堆肥ができること、さらには先ほど言いましたとおり、ふるいで処理をすることによって確実に除去することもわかってきたところであります。

また、汚泥に含まれます重金属につきましては、市内には化学工場が皆無でありますから、汚泥に含まれる重金属が大都市のものとは比べ格段に含有量が少ないということもわかりました。こういう汚泥を入れる場合につきましては、肥料取締法に基づきまして重金属の含有量の上限值が設定されてございます。それらの数字でいきますと、例えばヒ素であれば50 p p m、カドミウムであれば5 p p m、水銀であれば2 p p m、ニッケル300 p p m、クロム500 p p m、鉛100 p p mということで、これらが汚泥堆肥をつくったときの基準というふうになってございます。それを今回のシステムで考えている堆肥化した場合には、それぞれ試算したところ、水分調整剤を加えることによって含有値の試算では、今の基準からすると11分の1～144分の1まで大きく低くなっている、試算ではそういう数字が出てございます。例えば鉛では、先ほど言いました100 p p mに対して9 p p m、クロムでは500 p p mに対して144 p p mというようなことになってございますので、これらにつきましては、肥料としての十分価値は、流通肥料としては十分であるというふうに確認されたところであります。

また、堆肥づくりに当たりましては、生ごみと汚泥ともみ殻、それと水分調整剤としてどうしてもほかから新たなものを持ってくるということになりますと、非常にボリュームが大きくなりますので、戻し堆肥を加えることに、すなわちそこでできたものをさらに加えるということでもって水分調整材として活用することができます。それと、野菜残渣につきましては、水分調整剤を今現在の例えばめぐみ野の堆肥施設がありますけれども、そこから出てきたものをそこで加えてまぜて、それを今度めぐみ野の今のスクープ式の堆肥化施設のほうに再投入してつくり上げるというようなことで、このようなことで野菜残渣につきましては、めぐみ野の堆肥の中でつくり上げる。生ごみと汚泥につきましては、新たなシステムの中でつくり上げるというようなことを想定しているところでございます。

これらのことから、堆肥化に向けた課題の整理もほぼ終えましたことから、安全・安心な農産物の生産を目指す農家へ十分説明しながら、施設設置を行う地域住民の方々の理解を十分得た上で、農協などバイオマス利活用推進協議会の中でも十分議論をしながら、平成22年度には基本計画を立て、23年度に向けて実施に向け取り組んでまいりたいというふうに思っております。現在、肥料高騰等もありますし、廃棄物の処理対策もあります。バイオマスの資源活用ということもありますので、このようなことで取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ありがとうございます。

結局は、平成22年度に基本計画をつくって、23年度にはその施設をつくるということですか、実施ということは。建物を23年度につくると、そういうふうに考えていいんですか。そうしたら、市民が分別して出すのはいつですか。

副委員長（粥川 章君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 分別のスケジュールに関しましては、23年度施設を建設いたしまして、24年度施設供用開始いたしますので、24年度に分別収集を開始いたしたいと考えております。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 23年度に建設して、24年度から市民は分別して出すと、そういう計画ですね。ぜひともそのように頑張ってもらいたいですけれども、前のいろいろ平成18年ごろからの御答弁ですと、平成19年度に設計して、20年度に建設して、21年度春から分別するというふうにはずっと言っているんです、そちらさんのほうで。それで、それはもう確固たる信念で言っているから、神田議員が1回聞いて、また次に聞いたときもそうだとお答えになっているんです。ところが、19年度になってからまた変わってきて、いろいろ課題が出たから、総合計画の前期5年間のうちのどこかで何とかやるというような答弁が変わってきているんですね。ですから、今回皆さんがお答えになった22年度に基本計画、23年度建てる、24年

度分別して出す、これは変えないでほしいと思います。ぜひこのスケジュールでしっかりと本気でやっていただきたいなと私は思います。

1つ聞きたいのは、その生ごみ堆肥化の新しく施設を1つつくらなければならないのを、その財政的基盤というものは、これはどんなふうに考えているかを教えてください。

副委員長（粥川 章君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 今申し上げましたとおり、22年度に調査を行うということですので、22年度につきましては現地調査、地形測量、用地測量、それと基本的な設計、それと環境調査ということで、騒音、悪臭、振動等につきまして現状で想定できるものを調査していきたいというふうに思っております。それに基づきまして、23年度に実施ということですので、まず22年度につきましては、それらの調査費用で約2,000万円、平成23年度には敷地造成、施設機械等の導入で約5億8,000万円、合計で約6億円を計画しております。この財源の内訳といたしましては、地域バイオマス利活用交付金の2分の1を申請しながら、2分の1ですので3億円、残額の3億円につきましては、一般廃棄物処理事業債を9割活用しながら実施予定したいと思っております。その起債につきましては、元利償還の5割につきましては交付税措置をされるという状況になってございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

生ごみの分別を実際にやるということになって、今、朝日町は、もう既に生ごみ分別して和寒のほうですか、持っていつているというんですが、朝日町はこのままずっとこのパターンでいくのでしょうか、どうなんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 朝日町につきましては、委員お話しのとおり、消滅型の生ごみの処理ということで、土別市と違った形での処理をいたしております。ただいまお話しをさせていただきましたように、平成23年度に生ごみを含みます堆肥化施設の完成を目指しておりますので、この完成後は朝日地区、土別地区統一をした形で、この施設のほうに堆肥化施設のほうですね、こちらのほうに搬入を計画いたしているところでございまして、合併に向けましての協議段階から、先ほどお話ししましたように、17年ごろから土別地区におきまして処理施設の計画をしてございましたので、施設完成後、旧朝日町、旧土別市の収集方式等を統一して自然環境にやさしいまちづくりを目指していたところでございまして、現在、朝日町では10リットルあるいは20リットルの生分解性プラスチックの指定袋を使用いただいで、搬出をお願いしているところでございますけれども、こういった形のもの、そして毎年土別市ごみ減量化推進協議会等、ごみの懇談会を実施いたしておりますので、こういった懇談会での市民の方々の御意見をお聞きする中で、この袋の関係とか収集方法等につきましても、経済部との建設時期等の連携を図りながら対応をしまいたいというふうに考えているところでございます。

時期につきましては、24年度から収集開始となりますので、この24年度に統一を図っていき
たいというふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 朝日も土別と同じような方法にするというふうに考えていいですね。今や
っている朝日のやり方ではだめだということですね。やり方が違うということですね。

副委員長（粥川 章君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 違うやり方ということでは、ちょっと誤解を招いたようでございま
すけれども、現在、朝日地区、指定袋ということでございますので有料化という形になってござ
いまして、この袋の形態が1袋、1梱包10枚入ったもので200円だとか、20リットルのが10枚
入った1袋が400円というような形を出していただいているんですけども、こういったもの
を参考としながら、こういった形態がよいのかということを考えていきたいというふうにして
いるところでございまして、協議の段階におきましても、朝日地区は生ごみの排出については
有料化、土別市は一般ごみという形で全体の中で無料化と、ほかにも違いがございましたけれ
ども、この統一を図っていく中では、実際に有料化しているところの市民の方々が事前に先に
有料化に対応しているの、こういったところを参考の一つとしながら、さらにはこの2種類
だけではなくて、懇談会等の御意見の中では、もっと小さ目の袋も必要でないかと、こうい
った御意見もございましたので、こういった御意見を承る中で検討してまいりたいという考えで
ございまして、全く違う形云々ということではございませんので、御意見をお聞きしながらや
っていることもお知らせをして、一緒の形で進めたいというふうに考えているところでござい
ます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃ、ぜひとも無料化の方向で論議を深めていただければと思います。

それとPCBについてお聞きしておきたいんですが、PCBの入った蛍光灯、安定機器なん
かは危ないということで全部取り払ったりした経緯があります。そして、それらはもとの学田
衛生センター、そこに一括保管されているということですが、それでもう大分前だと思うん
です。ですから、時間が経過しております。危険なものです。それで、今の現在の保管状況とか、
あるいは保管量なんかわかれば、どんなものがあるのかということ、あるいは本当に安全に保
管されているのかといったようなことを確認させていただきたいと思います。

それと、最終的には室蘭の処分場へ持っていくということですが、それはもう既に行く予定
が決まっていて、間もなく行くのかどうかという、そういうところも教えてください。

副委員長（粥川 章君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） PCBに関しては学田の、今、委員のおっしゃられるとおり、衛
生センターのほうに保管庫を併設しまして管理をしております。13年に国のほうで公布されま
したPCB廃棄物の処理の推進に関する法律によりまして、保管、処分及び保管状況の届け出
が年1回、北海道のほうに届け出をしております。保管につきましては、施設の施錠、保管場

所の表示、密閉容器の使用、転倒防止、それから点検状況の報告が義務づけられておりまして、本市の保管におきましても、これらを遵守した管理に現在努めているところであります。

現在の保管量につきましては、高圧コンデンサが5台、安定器が668台が保管されておりまして、これらの最終処分につきましては、国が全額出資で設立されました日本環境安全事業株式会社が担当し、道内には平成19年から室蘭市で処理施設が設置され開始がされたところであります。

処分スケジュールにつきましては、北海道のPCB廃棄物処理計画に基づきまして、6年間の年次計画がつけられております。士別市を含む上川支庁管内の市町村につきましては、平成23年から処理が開始されるというような予定となっております。特にPCBを士別から室蘭市のほうに運ぶ搬入につきましては、安全の面から特別管理産業廃棄物の専門業者である収集業者のほうに委託をして行うものとされておりまして、運搬方法につきましても、PCBの収集運搬ガイドラインが示されておりまして、これらのガイドラインに沿って処理をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃ、この項の最後の質問なんですけど、今、古い消火器が破裂するという事故が結構起きて、全国的に起きているということで、消費者庁なども注意を促しているんですけども、この古くなった消火器をどう処理するかということ、それぞれ各人が販売店に持っていきなさいということになっているんです。古い消火器ですから、どこで買ったかなんかもう忘れてしまっているようなものもあると思うんですけども、私が心配するのは、古いのを持っているのは高齢者が多いんでないかと、うちの年寄りも持っていたんですけども、高齢者がずっと置きっぱなしで、だからそういう方々に持っていきなさいと、お店に持って返しなさいというのは、とても私は危ないと思うんです。危険だと思うんです。それを持ってよたよた歩いて行って転んだりなんかしたら大変ですし、バスに乗って持っていったとしても危険だと思うんです。我々はどうってことはないんですけど、そういった高齢者の方々を対象にでも、せめて一般廃棄物の収集日に一緒に持っていくということはできないものでしょうか、どうでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今の御質問のあった古くなった消火器の処理についての御質問かと思えます。この消火器については、期限切れ消火器の処分を含めまして、危険性が高いことから、従前より市の収集の中では処理困難物、危険性が高いということで収集をしております。市民の方には、今、委員のお話の中にもありましたとおり、取扱店への依頼をお願いしているところであります。現在、市内には取扱店が9店ございます。確かに処分手数料として大きさによりまして1,000～3,000円程度の処理料がかかるわけでありまして。

御質問で、市が収集を行うことができないかとお尋ねでありますけれども、基本的にはバ

ッテリーですとかガスボンベと同様に危険性の高い廃棄物として、収集しないごみとして収集カレンダーにも表示をさせていただいているところであります。それで、今、委員のほうから御質問にありました高齢者の方については、市内のそういう取扱店9店舗、更には消防署と連携をとりながら、直接例えば電話問い合わせがあったときに、自宅に取りに行くのが可能かどうかも含めて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、次に、観光について何点かお聞きしたいと思います。

観光でも、特に羊と雲の丘周辺、羊飼いの家を含むその周辺の整備ということでお聞きしたいと思いますが、私どもも土別以外のお友達なんか、お客さんを迎えたときに、どこか土別市内見て回るということで、連れて行きたいな、どこへ連れて行ったらいいだろうというふうにまず考えますけれども、思いつくのは羊と雲の丘がまずは大概の人、あそこは思いつきますね。あと、どこと言われても余りぴんとくるところがないという、遠くまで足を運べば岩尾内湖まで行けるんでしょうけれども、市内のところをちょろちょろというふうにと考えると、羊と雲の丘ぐらいかなというふうな感じになってしまうんですけども……

（発言する者あり）

委員（小池浩美君） ああ、そうか、そうですね。ふどう公園とか、そういうのがありますね。それで土別の場合は、はっきり言って観光資源が少ないという、そういう中で観光でまちおこしをするんだということは非常に大変なことだと思うんです。そういう中で、皆さんが努力をされているということは、十分私は理解できるんですけども、何かその努力が市民の観光に対する思いとか期待とか、そういうのと少しずれているんでないかと、そんな気もしないではないと思うんですね。

まず、そこで1つお聞きしたいのは、観光についての政策ですね、羊と雲の丘、そこを中心に多分位置づけての観光施策というものを考えていると思うんですけども、まずそこら辺のところをどういうふうに土別の観光を考えているのか、発展させようとしているのか、そこら辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

お尋ねは、本市の観光振興の方向性ということだと思いますが、これまでは大勢の観光客の方たちがツアーという形で、この辺ですと大型バスを仕立てているいろんなポイントを見て回ると、いわゆる通過型あるいは見学型ということが主体に観光の受け入れというようなことがあったと思いますけれども、近年は特にその地域にある独特の資源といいたし、これには当然自然景観等も含まれるわけでありましたが、近年は特に食という部分がかなり注目度高くなっていますし、その地域でしか体験のできないことですね、メニューということに対して、これは食べることも含まれますが、そういうことに大変関心が高くなっています。もう一つ、団

体での旅行から個人の趣味ですとか嗜好に合った旅、あるいはそういう個人の方たちが小グループを組んで、自分たちで企画をする自由な旅というのが今徐々に増えてきている傾向にございます。

そうしたことから、本市観光の基本的な方向としましては、もちろんホスピタリティーあふれる対応というのはもう大前提になりますが、それを基本としまして、本市にあります自然、雄大な自然、景観あるいは食、農業、それと地域にあります文化、そういった資源を活用しながら、できるだけ本市に滞在していただく滞在型にプラス体験という要素を加えた観光を展開してまいらなければならないと考えているところであります。大きくは、魅力あふれる体験型観光の推進ということになるかと思いますが、それに加えまして、旭川以北、旭川も含めてでございますけれども、土別、名寄、稚内まで連携しました国内・国外の観光客の方を対象とした広域的な観光の推進ということが、今、本市が目指す観光になるのかなと思います。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

それで、具体的にお聞かせいただきたいんですが、総合計画の観光のところ、これで目指す観光、今おっしゃったように、見て、食べて、体験とこういうふうに、今のおっしゃったことなんですけれども、そのそれぞれの戦略、今のところ考えている具体的な戦略を教えてください。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

見て、食べて、体験する観光というのは、今、本市が取り組むべき基本的な方向というか施策だと思います。それで、こういった観光につきましては、基本的な考えとしましては、本市に少しでも長く滞在していただくということを主眼に置いておりまして、本市でいきますと、見るということになりますと、委員おっしゃられました羊と雲の丘のほか、岩尾内湖、天塩岳等々、自然の環境、景観ですね。それと白鳥ですとか蛭、あと満天の星、あとあるいはめん羊館ですとか、イベントでいきますと天塩川まつりなどが見ることになるかと思います。それと、食べるということになりますと、何よりこれまで取り組んでまいりました、やはりサフォークという部分であろうかと思います。今、数々のオリジナル料理が開発されておりますので、これらを食べていただくということが考えられます。それと、体験ということになりますと、サフォークに関連しますけれども、羊毛の工芸あるいは地元の農産物の収穫体験ですとか加工体験、あと最近少しやっていますけれども、羊の飼育体験ですとか、あとフットパスコースを歩かせていただくというようなことがあるわけです。

それで、それぞれの戦略ということでございますけれども、これまでの取り組みといたしましては、観光情報誌でのそれぞれの施設あるいは観光イベント等の紹介をしておりますし、ポスター、パンフレットなどは旭川空港あるいは札幌駅、東京のどさんこプラザ、こちらのほ

うに、まだほかにもありますけれども、そういったところにポスター、パンフレットなどを配置しておりますし、食につきましては、今も取り組んでおりますけれども、サフォークランド土別プロジェクトで土別産サフォークのブランド化ということ、このブランド化ということに付加して観光という部分、食べるという部分の観光ということもPRしてまいってきております。それと、平成20年からは首都圏に対してもプロモーションをかけておりますし、今年も首都圏のほうに出向いておりますし、台湾、香港のほうにも観光プロモーションに努めてきたところであります。

それで、現在の経済状況の中で、なかなか観光客の増加にはつながっていないところがあるのでありますけれども、今実施していますモニターツアーですとか観光プロモーション、あるいは本市が加盟しております観光団体がございます。そういったところから得られる情報あるいはニーズ等をもとに、例えば先ほど申しました、短時間、半日、1泊というようなメニューを組みながら、見て、食べて、体験する観光を総合的に観光協会とも進めていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。

ぜひとも本腰を入れて、この土別の自然を売り出すという観光施策に取り組んでいただきたいと思います。

それで、もっと細かく具体的に4点ほどお聞きしたいと思います。本市観光の目玉というべき羊と雲の丘にかかわってお聞きしたいんですが、本気でこの羊と雲の丘を土別の目玉というか、メインポイントとして認識されているのかどうか、ちょっと首を傾げたくなるような今は状況がありますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

1つは、道路標識、看板についてです。羊と雲の丘へ行きたいと、そういうことでいろいろなところから人が来ますが、その土別の町へ入って羊と雲の丘へ行くまでの道筋が非常にわかりにくいという声が多々聞かれます。高速をおりて、国道を北へ向かって町に入るといった部分では、割とわかりやすい、大きな看板もあったりしてわかりやすいんですけども、名寄のほうから来た場合、南へ向かってどこから曲がって行くかというようなこととか、あるいは神社山のほうからおりてきた場合は、全然国道に出ても、さてというような全然わかりにくいとか、いろいろあるんです。実際、私も車で走ってみましたけれども、そうなんです。看板ばかり探していたから、赤信号で突っ切ったりして危なかったりしたんですけども、それで平成18年第4回定例会で谷口議員が羊と雲の丘への標識が少ないんじゃないかというふうに聞いていましたら、国道40号線と239号線の要所に案内看板3カ所あるし、誘導案内標識22カ所設置しているということで、全然少くないような答弁だったんです。これは数の問題でないんですね。数でなくて、効果的に看板が立てられているか、標識がわかりやすく立てられているかということが大事なわけです。

それで具体的にお聞きしますが、まず高速道路をおりて、国道を北に向かうその道路にはどれほど看板があるか、標識があるか。名寄方面から町に入ってくる道、国道ですね、それから土別神社からおりて国道を横切って日甜方向へ行く、その道すがらどうなのか、朝日方面から来て中央通りを通過して、陸橋を通過していくその道すがら、それから温根別のほうから来る道、こういった道々にどれほど看板、標識がうまくあいに設置されているのかどうか、そこら辺のところを教えてくださいたいことと、今のこの現在の数、設置状況でいいのかということ、そういうふうに使われているのか、そこら辺のところをお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

委員ただいまお尋ねの標識の件でございますけれども、まず1点目、高速道をおりてからの道筋で申しますと、国道40号線、中央通りまでの間に4カ所ございます。それと、同じく40号線でございますが、名寄方面から参りますと、土別橋を越えてから宮下通りに至るまでに4カ所、同じく宮下通りから中央通りまでに至る間で1カ所、それと土別神社からおりて国道を横切る通路でいきますと、神社方面から40号線までの間についてはございません。以降、40号線から239号線に至る間には2カ所ございます。それと、朝日方面から中央通りを通過して陸橋を渡るというコースでございますが、これにつきまして40号線まで大通りまで東部分になります、こちらについてはございません。それと、40号線から学田の左折する交差点の間までには2カ所設置をされております。それと、温根別方面から参りますと、温根別市街に2カ所ありまして、それ以降は先ほど申しました学田下の交差点までにつきましては、その交差点に1カ所というような状況になっております。

設置状況についてはこのようになってございますけれども、設置の経過に至るとい部分でいきますと、主要なアクセスとして想定しておりますのが国道40号線あるいはそこから分岐する239号線ということをかなり意識をして案内標識を設置したのだなということではございますけれども、ただ、一つ、羊と雲の丘だけが市の観光ということではなく、広く観光を展開していこうとするとなれば、やはりこの設置の状況というのは不足している部分も考えられますので、いかに効果的に効率的に誘導、土別市にいらっしゃるお客様を誘導できるか考え検討いたしましたして、設置について検討してまいりたいと思います。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 2つ目の質問は、羊飼いの家の周辺、あそこから眺める景色はとてもきれいなんですね。すばらしい景観だと皆さんおっしゃいます。特に市街地を望んで、朝日のほうからずっと山のほう、あれがすばらしいんですけれども、あそこに何というんですか、名前がよくわからないんですが、景観の説明をする、東西南北を記して、こっちがずっとこっちに行けば天塩岳だよとかと、そういうふうによく黒岳やなんかに行くとありますよね、ああいう石でできたものとか、いろいろあるんですが、ああいうものがないんですけれども、そういうも

のはあそこに私はあったらいいと思うんですが、どう考えているんですか。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、なかなか市内の中でもあそこまで眺望がいいといいますが、景観をぐるっと見渡せる場所はないかなと私も思っております。それで、かつては簡易な表示もしていたというお話は聞いているわけでありましてけれども、観光客の方々をホスピタリティーあふれるお迎えするといったことを考えますと、やはりあそこで景観を眺めるお客様たちに御案内をさしあげると、景観だけではなくて、観光ポイントなんかもあわせてどうなのかということもありますけれども、ぜひどのような形になるかということもありますけれども、設置する方法、箇所等々検討をいたしまして考えてみたいなと思っております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それから、もう一つは、羊飼いの家の売店のことなんですが、売店で取り扱う商品の選択あるいは売店のレイアウト等々、そういうのを考えるといったら変だけれども、考えたり決めたりするのは、それはどこでやるんですか。まずそれを教えてください。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ここで羊飼いの家で売店を展開しておりますのは会社ですので、その商品構成ですとかレイアウトにつきましては、会社のほうで考えております。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃ、余り言ってもあれですね。市民の中には、ああいうところに、もうどこにでもあるような、観光地にあるようなキーホルダーとか携帯ストラップだとか置かないほうがいいんじゃないかというような声もいろいろあるんです。ぜひそういうのは会社のほうに伝えてください。

それで、じゃ、そうしたらあの建物自体会社の、あれは市ですよ。この質問大丈夫かな。あの玄関に入って左側の休憩室、あそこが喫煙室になっております。ですから、私は、あそこは禁煙にするか、あるいはちゃんと個室につくって完全分煙、強制排煙器を設置したりして喫煙室にきちっとするか、それをぜひともやっていただきたいということと、もう一つは、レストランが分煙にはなっていますけれども、あんなのは分煙でも何でもない、煙はたなびきますから、だからレストランこそ全面禁煙にするべきだと、そして下の玄関から入った左側にある程度きちんとした喫煙室をつくれば、問題はないんじゃないかなというふうにも考えたりしていますが、あそこを利用する市民の皆さんの声もそうなんです。ですから、そこら辺求めますけれども、いかがでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

先に売店の商品構成、レイアウトにつきましては、私どものほうから会社のほうに伝えたいと思います。

次に、禁煙の関係ですけれども、羊飼いの家の中で現在喫煙ができるというのは、委員、今おっしゃいました入り口入って左側の休憩スペースと、あと2階レストランのカウンター席とレストランの北側の部分ということになっております。

それで、1階の休憩部分を完全に仕切って喫煙室にするということでございますけれども、委員御存じのとおり、あそこの構造上、小さな四角のスペースが4つ連なっているような形になっておりまして、入り口入りますと、正面に大きな階段があって、その左手に行くということになるんですが、天井までのオープンスペースになっています。そこを仕切りますと、4つのスペースが固まったような形になっておりますので、非常に圧迫感が生じるということもありますし、あそこには自販機が置いてありまして、多くの方がやはり出入りをしますし、休憩をするということになりますので、私どもとしては、あそこは禁煙にしてみたい。

それで、お客様が不特定多数のお客様がたくさん出入りすることがございます。特にレストランですと、夜にはアルコール類も出しているということもありますので、レストラン北側のスペースがアコーディオンカーテンで完全に仕切れるということ、それとあそこに換気扇があって排煙ができるということがございますので、そこ1カ所だけ喫煙可能なスペースといたしまして、以外はすべて禁煙ということを会社側とも協議して、その方向で検討して進めたいなと考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 玄関入ったところを禁煙にしてしまうというのはいいことだと思いますけれども、今、レストラン、お聞きすると、アコーディオンカーテンといいますけれども、アコーディオンカーテンというのは、上がすいているんですよ。流れますね、煙は。それに換気扇と言いますが、家庭で引っ張ってするような換気扇なのかどうなのかわかりませんが、この換気扇は完全な煙用の排煙換気扇にするとか、アコーディオンカーテンはもう、それを使わないで、板で一つの個室にするとか、そういうことは考えないんですか。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ただいまお答えいたしました内容につきましては、現状でいかに分煙をしてお客様に迷惑がからないようにできるかということを前提にしております。委員おっしゃるとおり、アコーディオンカーテンが完全に仕切れるかということになりますと、すき間もございます。そういった部分がございますので、一案としてそこに喫煙可能なスペースを設けるということを考えまして、委員おっしゃるとおりに、完全な分煙体制がとれるかどうかともあわせて検討しながら最善の方法をとってまいりたいと思います。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 検討というお答えが続きましたけれども、最後の質問です。

羊飼いの家を含む羊と雲の丘周辺、あそこはやっぱり観光、土別観光ポイントの目玉だと思うんです。それで、そして市民もあそこに期待しているんですね。お友達をまずはあそこへ連れていくということで、私も連れていきますけれども、1回連れて行ったら、え、ぜんぜん羊いないんでないのなんて言われたりしてがっかりしたことがあるんですけども、やっぱりそこら辺は観光客の期待にこたえるように整備充実をしっかりとやっていただきたいというのが市民の希望なんです。ですから、私は一つの案として、あそこに訪れるお客様やあるいは市民にアンケート調査などをしていろいろと利用者の声を聞くと、いろいろな声を聞いてそれを反映させるというようなことをやってみるべきだと思うんです。

今、私たちはみんないろいろなところへ観光に行っています。だから、いろいろな経験をしているんです。あそこはどうだ、ここはどうだ、温泉でも山でも、だからすごく一家言を持っているんです、皆さん。そういうアイデアや考えを広く取り入れるということで、アンケート調査をやってはどうかというふうに私は思います。

今、私、細かいことですが、4つほどお聞きしたんですが、これは全部観光における基本の基本だと私は考えます。その基本の基本がちゃんとなっていないということです、私が言いたいのは。今はまさに観光ブームで、わかりやすい誘導標識は必要ですし、駐車場は広い駐車場が必要、それから安全で清潔な施設、あるいは親切でフレンドリーな接遇、おいしいレストラン、こういうものがやっぱり基本なんです。絶対必要条件なんですね。ですから、ぜひとも市民や訪れる人たちの声をアンケートなり何らかの形で聞き取るということに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ただいま委員から御提案のありました件につきましてですが、本市観光を進める上で、一つ羊と雲の丘のみならず、全体に求められるニーズを的確にとらえなければいけないと思います。何せ観光のニーズの変化というのは、結構早いテンポで変化しますし、それに即応した対応というのはやはり求められるんだと思います。特に羊と雲の丘につきましては、本市観光の中核をなすということもあります。そこに訪れていただいた方たちの御意見、あるいは委員おっしゃったとおり、ほかの観光地を巡って経験されるいろいろな意見、アイデアですとかをお知らせいただくというのは、今後の本市観光の振興には大変有用というか重要なことになるかと思しますので、これにつきましては、会社のみで実施するのか、市内あらゆるところの観光施設の中で実施するのもありますけれども、できるだけ早期に実施したいと思っております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 終わります。

副委員長（粥川 章君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（粥川 章君） お諮りいたします。まだ付託案件の審査が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時59分閉議）